

第4回日野町議会定例会会議録

令和3年6月11日（第2日）

開会 9時20分

散会 15時58分

1. 出席議員（13名）

1番	野矢貴之	9番	谷成隆
2番	山本秀喜	10番	中西佳子
3番	高橋源三郎	11番	齋藤光弘
4番	加藤和幸	12番	西澤正治
6番	後藤勇樹	13番	池元法子
7番	奥平英雄	14番	杉浦和人
8番	山田人志		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町長	堀江和博	副町長	津田誠司
教育長	安田寛次	総務政策主監	安田尚司
厚生主監	池内潔	産業建設主監	藤澤隆
教育次長	宇田達夫	総務課長	澤村栄治
税務課長	山口明一	企画振興課長	正木博之
住民課長	山田甚吉	子ども支援課長	柴田和英
長寿福祉課長	吉澤利夫	商工観光課長	福本修一
建設計画課長	高井晴一郎	上下水道課長	持田和徳
生涯学習課長	吉澤増穂	会計管理者	山田敏之
住民課参事	奥野彰久	福祉保健課参事	福田文彦
学校教育課参事	小椋慶洋		

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 山添昭男 総務課主査 森岡誠

5. 議事日程

- 日程第 1 議第40号から議第43号まで（財産の取得について（庁内ネットワーク更新機器）ほか3件）および報第3号から報第6号まで（令和2年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書ほか3件）について

〔質 疑〕

- 〃 2 議第40号から議第43号まで（財産の取得について（庁内ネットワーク更新機器）ほか3件）について

〔委員会付託〕

- 〃 3 一般質問

8 番 山田 人志君

12 番 西澤 正治君

7 番 奥平 英雄君

3 番 高橋源三郎君

会議の概要

－開会 9時20分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席ください。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

はじめに、会計管理者から行政報告があります。

会計管理者。

会計管理者（山田敏之君） 皆様、おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、行政報告をさせていただきますと思います。

去る5月31日、令和2年度の各会計の出納閉鎖を実施いたしましたので、その概要についてご報告を申し上げます。

本日、皆様方のお手元に配付をさせていただきました令和2年度の出納閉鎖状況の資料をご覧くださいと思います。

まず、一般会計につきましては、歳入118億4,570万7,215円、歳出112億9,211万2,299円、差引き5億5,359万4,916円の残額となりました。なお、歳入歳出差引額から繰越明許費に係る一般財源8,023万9,000円を差し引きますと、4億7,335万5,916円となりました。

次に、各特別会計についてご報告を申し上げます。

国民健康保険特別会計は、歳入20億6,912万5,508円、歳出20億4,957万880円、差引き1,955万4,628円の残額となりました。簡易水道特別会計は歳入1,184万1,544円、歳出1,178万4,533円、差引き5万7,011円の残額となりました。農業集落排水事業特別会計は、歳入1億8,584万7,252円、歳出1億7,578万1,722円、差引き1,006万5,530円の残額となりました。なお、歳入歳出差引額から繰越明許費に係る一般財源537万1,000円を差し引きますと、469万4,530円となりました。介護保険特別会計保険事業勘定は、歳入21億9,377万8,151円、歳出20億9,265万1,035円、差引き1億112万7,116円の残額となりました。介護保険特別会計介護サービス事業勘定は歳入622万6,063円、歳出574万8,379円、差引き47万7,684円の残額となりました。後期高齢者医療特別会計は、歳入2億7,683万996円、歳出2億7,332万7,050円、差引き350万3,946円の残額となりました。西山財産区会計は歳入236万3,091円、歳出193万7,329円、差引き42万5,762円の残額となりました。

以上をもちまして令和2年度出納閉鎖状況の報告といたします。

議長（杉浦和人君） 会計管理者の行政報告は終わりました。

日程第1 議第40号から議第43号まで（財産の取得について（庁内ネットワーク更新機器）ほか3件）および報第3号から報第6号まで（令和2年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書ほか3件）についての質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

2番、山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） おはようございます。私のほうから、議第43号、日野町一般会計補正予算（第2号）について、3点の質問をしていきます。

まず1点目、歳入のほうから確認をさせていただきます。歳入のほうで、減額補正を今回、地方創生推進交付金でされていることが記載されています。補正予算書の6ページ、7ページを見ていただきたいと思います。歳入の総務費国庫補助金、の1節の総務管理費補助金で、地方創生交付金事業推進交付金が減額の1,686万3,000円が記載されています。令和3年度が始まったばかりで、さっさと1,700万ほど減額補正されているということはどういうことなのでしょうか。何が起きているのか教えていただきたいと思います。

この歳入の減額に関連して歳出の8ページを見てみますと、総務費の企画費・国・県支出金が1,386万3,000円減額され、一般財源より同等額が補填されていることが記載されています。

国の地方創生推進交付金が減額されたため、一般財源から賄おうとすることは分かりますが、先ほど言いました1,686万3,000円の減額補正とこの記載されている差を見てみると、300万円差が出ています。これは、歳入と歳出が合わないんですがどうしてでしょうか、教えてください。

また、これら地方創生推進交付金事業、令和3年度に計画された事業を見てみると、たくさんの目新しいプロジェクトがあります。これらのうち幾つかの事業が国の交付金事業として採択されていなかった。これはどういうふうに考えればいいのかというの併せて教えてください。まず、1点目です。

続いて2点目。歳出で、衛生費で予防接種事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業が真ただ中で進められています。日野町においても、高齢者のワクチン接種事業が日々、医療関係者、ボランティア団体、役場関係者の多大なるご努力によりまして進んでいることを感謝申し上げます。

そこで、接種に関しての進捗についてお伺いをしていきます。毎日報道されるワクチン接種に関して、高齢者の方の前倒しや高齢者以外の方への接種も始めていくといわれているニュースが飛び交っています。日野町のワクチン接種事業について、新たに早めていくとか前倒しでいくとか、高齢者以外の方への接種も始めていくとか、そのような計画があるのか教えていただきたいと思います。

また、都市部では、大規模接種センターなどで接種して1日100万人を目指して加速していこうと、今の菅政権がされると、毎日のように報道されていますけども、このようにワクチン接種推進の動きが見られています。ワクチンを打たないリスクは、もちろん重症化防止等語られていますけども、ワクチンを打つリスク、副反応の問題や因果関係が定かにはなっていませんが、接種後お亡くなりになられた方がいることも事実として報道されています。近頃は、その報道も多く、厚労省のホームページでも記載されているのが事実なんです。町は、このワクチンを打つリスクの伝達は、希望者の方にどのようにされているのか、その点教えてください。

3点目は、歳出の事業で、小学校・中学校教育振興事業についてです。今回、GIGAスクール構想に伴って約4,000万円の投資をして、児童生徒1人1台のパソコン端末と授業支援ソフトを購入する経費が上げられています。今回のパソコン購入の台数や支援ソフトは、どのようなものを、どれだけの数を入れようとしているのか詳細を教えてくださいたいと思います。

以上の3点の質問をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 2番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 皆さん、おはようございます。ただいま山本議員のほうからご質問を頂戴しました、議第43号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第2号）につきまして、地方創生推進交付金の減額、これに伴う歳出との整合性、それから、採択されなかったことにつきましての今後の対応についてご質問を頂戴いたしました。

まず、地方創生推進交付金の1,686万3,000円の減額につきましては、3月議会でも、今年度の地方創生推進交付金事業のご説明を議会のほうでもさせていただいて、第6次総合計画に基づきまして、今年度の事業を新年度予算の中で着実に進めるために、推進交付金のほうも予算計上しておりまして、国のほうに申請をしていたところでございます。

ところが、全体の国の採択の中で、4月の下旬になりまして、今年度、町単独で上げておりました「日野のたから」を未来につなぐ体験交流、移住定住、ダイバーシティ推進プロジェクトの国費につきましては不採択という通知が来ました。理由につきましては、こちらの事業の全体のつながりでありますとか、その持続性、国の推進交付金は3年ですので、それが終わった後の持続性でありますとか国としての理由があつてということで不採択になったということです。

全国的に見ましてというか、県内の情報を見ましても、独自で上げられたところで、ほかの自治体でも不採択があつたということです。その対応をさせていただいたというところでございます。

続きまして、伴いまして、歳出のほうの財源の国庫金のほうが、本来ですと、この同額となるところですが、300万円減額した、減額になっていることの理由についてお尋ねを頂戴しました。

こちらにつきましては、今年度、新型コロナウイルス感染症の予防ということで、そこの中で、子どもたちの笑顔を取り戻そうと、引き続き、元気に地域で子どもたちの笑顔を見ようということで、「すまいる・あくしょん」推進事業というのを今年度、新規事業で上げさせていただきました。こちらの財源につきましては、当初予算の中では一般財源で組んでおりましたが、この歳入の、今の減額の臨時交付金の次の行にあります新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、こちらのほうの財源を当て込んで、コロナ対策として、子どもたちの笑顔を取り戻す事業を行いますので、この300万円を、ここで財源の入として見る関係で、減額額が、財源内訳の中で1,386万3,000円になったということでございます。

続きまして、採択されなかったということで、先ほど申しました1,686万3,000円の事業につきましても、町の中で予算計上しております。これを全部しないということにはいきませんので、工夫をして、限りある財源の中でいろんな事業を取り組みたいと思いますが、比較的額の大きな事業につきましては、その執行につきましては、総務課の財政担当でありますとか原課の中で、調整をしながら、工夫をした予算執行をしていく中で、もしくはまた、今後ほかの事業補助金も勉強しながら、町の財源を少しでも逼迫しないように努めてまいりたいということで考えております。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 改めまして、おはようございます。山本議員のほうから、ワクチンの接種に係りまして、高齢者以外の接種の計画はというご質問でございました。今現在、65歳以上の方の高齢者に係る接種を随時進めさせていただくということをしていただいております。この後、国の優先接種順位に基づきまして、基礎疾患をお持ちの方、それから、高齢者施設等の従事者の方に順次接種を行っていくという計画をさせていただいているというところでございます。

続きまして、接種を打つ方のリスク、副反応について、どのように伝達をしているかというご質問を頂きました。

副反応のことにつきましては、区長発送のお知らせ等の中に、相談窓口という形で、厚生労働省のホームページですとか県の相談窓口のほうをご案内させていただきまして、そのほうで接種に係る質問等をお受けしていただいておりますので、そこのご案内をチラシの中に入れていただいているというところでございます。

現実の接種の場面のところでは、例えば、予診票の確認のところでは、予診票の確認の職員に、自分こういう病気を持っているんやという相談を確かに受けるんです

が、事務方ではなかなか難しゅうございますので、そこら辺は問診を行っていただいている先生のほうにお伺いをしていただいて、実際に打つ、打たないというところをそこでご判断を頂いているというところでございます。

また、その副反応等のお知らせにつきましては、引き続き機会を見つけてお知らせをさせていただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（宇田達夫君） ただいま山本議員のほうから、議第43号、一般会計補正予算（第2号）について、教育費についてご質問を頂きました。

今回、小・中学校の教育振興事業で、小学校で2,671万8,000円、中学校で1,124万2,000円を計上させていただいているところでございます。タブレットにつきましては、昨年度の予算で、全体の3分の2の確保させていただいております。今回残り、小学校で366台分、中学校で154台分、合わせて520台のタブレットの分を計上させていただいているところでございます。

なお、ソフトにつきましては、そのタブレットの数分のロイロノート、タブレットドリルといったソフトの導入を同時に計上させていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 私のほうから再質問をします。

まず、1点目の地方創生推進交付金事業について、国の交付金事業としては不採択だったけども、町の予算を使って、調整しながら工夫していくというご答弁でありました。先ほど、おっしゃられた「日野のたから」を未来につなぐ体験交流、移住定住、ダイバーシティ推進プロジェクトという項目の中に、4つの事業が組み込まれています。これは単純に合わせても、今の1,600万という事業にならないんですけども、そここのところをもう少し詳しく、これ令和3年度から令和5年度にかかる総トータルの費用として見積もって、これの3分の1の費用に当たるのかというのを教えていただきたいと思います。

ぜひとも、受けられなかったけども、町としてはやっていくぞということの意思表示、もう一度強く表明していただきたいと思います。

それと2点目のワクチンの接種事業については、現計画があって、それよりも早める、今まで町広報なんかで出されてますよね。それよりも早めて前倒しをする可能性があるのかないか。もう現状の計画のままいくよという考えなのか。今までの計画が臨機応変に行ける体制にあるので、計画よりも柔軟にできる体制にあるから大丈夫やというのと、そここの点、教えていただきたいと思います。要は計画があって、前倒しになるのか。現計画が柔軟に対応できているので、今までどおりいくのか、その点だけを教えてください。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 山本議員のほうから、地方創生推進交付金につきまして再質問を頂戴いたしました。

まず、財源につきましては、3月議会のほうで、地方創生の一覧をお渡しした中で言いますと、歳出のトータルでございます。今回の減額はこれの2分の1ということになりますので、2分の1の額ですので、もともと2分の1は一般財源、2分の1が国費とする事業として組んでおりました。今後の事業につきましては、第6次総合計画の中でもうたわれている将来像でもあります「誰もが輝き」、ここの部分が大変この事業の中での肝となっております、いわゆるダイバーシティ、国籍とか性別とか年齢に限らず、全ての町民の人が、いろんなステージで自分らしく活躍できるという中で、まちづくりを進めていくという地方創生推進交付金を活用しての事業執行で計画しておりましたので、今年度不採択ということにつきましては、もう一度しっかりと練り直して、令和4年度に、ここをさらにバージョンアップした形で、地方創生推進交付金を頂けるように、企画振興課としても各課と連携して調整してまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（池内 潔君） 今ほどご質問を頂きました、余力があったとしたら、次の計画どうするんやというところ辺が主なご質問と思います。確かに当初、我々が想定していた高齢者の接種の完了時期というのが、恐らく8月中旬になるだろうということで進めてまいりました。ところが、国のほうでは、7月中旬に何とか完了することを目指しなさいということで、目安をご指導いただいたというか示されました。そのことによって、当初、1日の接種が102名から始めさせていただいて、続いて126名、途中で156名に増加させていただいて、この辺が限界かなあというふうには思っておりました。しかしながら、7月末に接種完了を目指すということになると、これではいけないなというところがありまして、途中で急遽、1日の接種量を180にまで押し上げました。ところが、あの集団接種会場でこのボリュームを消化していくことでぎりぎりの点があるなという実感をしておりますので、これ以上上げられないという中で、ただ、当初計画しておりました数よりも増やしてきたということから、恐らく7月の中旬以降で、新規接種者の空きが出てくるだろうという予想をしています。

したがって、その空きの分を活用しまして、基礎疾患のある方の枠を取らせていただいたり、一方では、個別接種で、例えば、診療所、病院なんかで、今、計画を立てていただいておりますけれども、そちらのほうに施設従事者の接種をお願いしに行くとか、そういうことについても、今、計画をしておりますが、具体的な日程がまだ詰まっておらないという状況で、なるべく早く皆様に接種していただけ

るように進めていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2 番（山本秀喜君） 今のワクチン接種事業に関して再々質問。今、最大180名まで押し上げてきたということをお話されました。非常にご努力が数字で見えているかなと感じております。今は、わたむきホールをメイン会場としていますけども、今、旧の消防署のところにプレハブの臨時の接種場所を計画されていますが、その人数は賄えるものなのか、その点だけ再々質問させてください。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（池内 潔君） 現在準備を進めています特設会場なんですけれども、多少、おっしゃるとおりわたむきホールよりも規模が小そうございます。しかしながら、180名の接種を行うために、15分間隔で20人の方の予約枠を確保してしまして、例えば、その20人の枠の方で3区分ありますと60名という方が動かれるということ想定しています。60名の方が、待機待ち、接種待ち、それから接種を終えられた後の待機を含めて滞留されるということ想定して、今、設計をしています。ただ、予定時刻よりも早く来られる方が数名おられるということで、3区分以上に早く来られる場合があります。今現在もでございます。その方々に待機していただくための予備の施設として、テントを設置する予定をしておりますが、この時期でございますので、熱中症なんかのリスクもあるということも考えられます。テントの中には、スポットクーラーを充てるものの、それでは対応しきれないということもありますので、今現在のところ計画していますのが、バスを1台そちらに置かせていただいて、クーラーの効いた中で待機をしていただくという場面も、今のところ計画をしております、なるべく皆さん安全に接種していただけるような環境づくりに努めていきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

3 番、高橋源三郎君。

3 番（高橋源三郎君） それでは、私から2点質問をさせていただきたいと思います。

1 つは、議第43号、一般会計補正予算の第2号の9ページでございます。9ページのところで、衛生費の予防費ですけども、この中で、委託料が100万円ということとであります。これが、説明のときにお聞きしていたのでは、ワクチンを接種するためのタクシーチケット代だというふうにお聞きしています。日野町の場合、他市町と比べますと、このワクチン接種に関して、年齢別に区切って案内されているので、非常にスムーズに行って、他市町のような混乱は生じていないようにお聞きはしているところでございます。中には、日野町、独り暮らしの方も結構増えてきておられますので、独り暮らしの方は、ここまで、わたむきホールに来る手段がなかなかないということで、タクシーを利用されることもあるかと思うんです。このタ

クシーを利用された場合、2回打つとなると4回利用しないといけないわけですが、この4回の利用に対してチケットを発行されているのか、それとも利用された方が、利用しましたよということで申請されてお金を出されるのか、金額的には、多分初乗り料金ぐらいの補助だと思うんですけども、その辺どのように、支払いといたしますか、精算をされるのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（池内 潔君） タクシー助成についてご質問いただきました。

ご質問いただいたとおり、今回のワクチン接種で、会場までの移動手段についてお困りの方について、タクシー利用助成をしようということで、これ実はかなり急遽決めさせていただいているところがございまして、最初、90歳以上の方、85歳から89歳の方のご案内のときにはこの文面がございませんでした。したがって、後追いはがきを出させていただいて、それ以降の方については、ご案内とともに、このタクシー利用助成に関してご案内を入れているところです。

おかげさまで、今現在でいきますと、173名の方がご申請いただいて、既にもうご利用もいただいています。ご利用の方法なんですけれども、こちらのタクシー利用助成券1枚500円でごございまして、これを4枚つけさせていただいています。往復で2枚、2回接種で4枚と。おっしゃってみえたとおり、初乗り料金に類する500円を4回ですので2,000円ということになりますが、こちらを降車時に、ドライバーにお渡しいただくということで、そのタクシー事業者がまとめられて役場のほうへ請求を頂く。請求いただいた後にまとめられたものを会社別にお支払いをするということにさせていただいております。これで賄いきれない部分が当然ございすけれども、その分については、降車時に追加料金を払っていただくということで進めさせていただいております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） 日野町はかなり広域ですので、距離的にいろいろな方がおられると思います。私は西桜谷に住んでいますけれども、ざっと計算すると、片道2,000円から2,500円要るわけです。4回利用すると、8,000円から1万円近く要るんですけども、距離の遠い、近い人もいろいろありまして、その辺、公平かなと考えたりもしてはいたんですけども、助成されるということで、ありがたいことはありがたいと思います。ただ大きな負担になると、やっぱり高齢者にとって、独り暮らしの方は特に大きな負担だと思いますので、その辺また、何か要望があれば考えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

4番、加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 議第43号、令和3年度補正予算（第2号）について、大きく3

点ご質問させていただきたいと思います。

1点目については、今までに山本議員や高橋議員から予防接種事業について質問がありましたので、基本的にはそれでいいわけなんですけれど、既に173件の申請があったということですが、それがどれだけ使われたかというのは、今の段階ではまだ分からないということですね。会社から一括して支払いの請求があるということですので、まだ分かってないんだと思いますが、もし分かってあるようであればお答えいただきたいというのが1点です。

それから、会場での接種以外に、例えば、既にもう介護施設等はしておられますし、先ほどのご答弁では、個別接種などということも考えておられるということでしたけれど、接種会場以外の接種について、日野町の辺りはそんなに大きくないので企業とか学校ということはあんまり考えられないのかも分かりませんが、会場接種以外の、例えば、訪問接種なんかも含めて、そのようなものについては考えておられるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。これが予防接種事業についてです。

それから2点目については、地域経済緊急支援事業、料理飲食店限定のプレミアム付商品券を購入してもらうという形式の支援がありましたが、経済的に困窮しておられる方というのは、なかなかそのメリットが生かせないというところがあります。本当はすごく有利なんだけど、それを買ってまでということがなかなか生かせないと。昨年のような「がんばろう商品券」とか、そういうような形にはできなかったのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

それから3つ目は、地区公民館管理事業についてですけれど、この前の説明では、各公民館にアクリル板等を設置する経費であると、このようなご説明がありましたが、感染症対策という趣旨に合っているものであれば、この金額内でほかのものに代替できるのかどうか。この間地区の公民館の主事さんと話をしておりましたら、例えば、非接触型のスタンドタイプの体温計とか、もし予算の範囲内で代替できるのであれば、そういうことが可能なのかどうかということをお尋ねいたします。

以上、3点です。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。

福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 加藤議員のほうから、タクシーのチケットに係って、173件のうちどれだけ使われたのかということですが、現在のところタクシーのほうの使用された集計ができておりませんので、今のところは把握しておらないというところでございます。

続きまして、集団接種以外での訪問接種等について何か考えているかということですが、個別のおうちへ寄せいただく等の訪問接種につきましては、現在、

開業医の先生方ともいろいろお話はさせていただいておるんですけども、やはり6本をとらなあかんということと、なかなか経過観察の時間をそのうちずっと居させていただくということも難しい、どんどん個別のうちへ回っていけないという部分もございますので、今のところ、各ご家庭へご訪問いただきながら接種をするという方法についてはなかなか先生方とも煮詰まっていないというところがございます。一応お話のほうは随意させていただいているんですけども、ワクチンの取扱いの難しい部分がございますので、その辺をどう詰めていくかということをお話をさせていただいているというところがございます。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ただいま、地域経済緊急支援事業につきましてご質問を頂戴しました。

今回につきましては、プレミアム付商品券ということで計画をしております。その関係につきまして、生活困窮者向けのものにできないのか、また、昨年行いました「がんばろう商品券」のようにできなかったのかというご質問でありました。

当初予算につきましては、非常にいろんな多岐にわたる部分での対策事業が、いろいろ組む中での予算編成ということもございました。また、商工観光課におきましては、やはり非常に厳しいコロナ禍の影響におきまして、非常に、昨年からずっと飲食関係につきましては非常に厳しい状況が今なお続いているという状況の中で、アフターコロナ、またウィズコロナ、このコロナ禍が一定収束する、収束といえますか落ち着く中で、やはり地域経済をしっかりと町としてさせていただく、それがすぐ執行していける、そういった状況をつくるためということで、今回、予算をご提案させていただいたところがございます。

それぞれの分野におきましての課題というのはそれぞれございますので、商工のほうで見ていくのかということもございますが、ただ、使っていただきやすい商品券、プレミアム商品券ということにしていけないと、やはりいろんな人に使っていただくということはできませんので、その辺りにつきましては、しっかりと留意しながら取り組んでまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま加藤議員から、一般会計補正予算（第2号）におきます地区公民館管理事業につきましてご質問を頂戴しました。

地区公民館管理事業において、需用費21万8,000円を計上したところがございます。これにつきましては、多くの住民の方が来館されます公民館におきまして、感染防止を強化する対策用費、具体的には、飛沫対策のためのアクリル板の購入、追加での購入ということで計上させていただいて、ご説明をさせていただいたところがございます。

これまでから各種の対策用品につきましては、コロナ禍の中で、当初は大変品薄の中でしたが、少しずつですが、公民館の活動費の中などで購入を進めてきたところでございます。このような中、地域のよりどころでございます公民館におきまして、活動を低下させないために、基本的な感染対策をした上で、できるだけ、できる活動を進めていきたいと考えておりまして、住民の方の安心・安全のための経費、追加での用品の計上でございます。

議員ご指摘のとおり、各館の地域によってのご要望の部分、若干異なるということは確かに聞いてございますので、この経費の中で対応できる部分につきましては、アクリル板に限らずという形で対応をできればということも考えてございますが、この予算につきましては、国の交付金の財源を充当させていただいておりますことから、これの対象になるということを前提として、品目については、今後、各公民館とも協議してまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

6 番、後藤勇樹君。

6 番（後藤勇樹君） それでは、私からは、議第41号、財産の取得についてについてお尋ねしたいと思います。この議第41号は、校務用センターサーバシステムおよび教員用パソコン機器一式を9,680万円にて、栗東のキノンビクス株式会社より取得するというものでございますが、これにつきまして何点かお尋ねいたします。

もう皆さんもご存じだと思いますけど、昨日、新聞報道によりますと、名古屋の小・中学校に配布されております1人1台パソコン、タブレットが児童の操作履歴を全てセンターサーバーで収集いたしております、これが何の目的で収集しているのかも明確になっていないということで、これが名古屋市の個人情報保護条例に抵触するというので、7万台近く配られておりましたけれども、これが全て使用停止に至っております。

当町でも、今、1人1台パソコン、遂行していただいているところでございますけれども、当町の場合も、やはり同じように、このタブレットを児童が使った場合に、その履歴が全てこのセンターサーバーに記録されていくのか、そこをまずお尋ねしたいのと、もう1つは、もし記録されているようであれば、これは、当町の場合においては、個人情報保護に係る条例に抵触しているかどうか、この辺をお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 6 番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。

学校教育課参事。

学校教育課参事（小椋慶洋君） ただいまは後藤議員から、校務用センターサーバーや児童生徒に配布したGIGAスクール端末の操作履歴等について、個人情報保護条例も含めて、抵触することがないかということでご質問を頂きました。

まず、名古屋市のニュースについては、今朝ほど私も見たのですが、名古屋市の場合は、G I G Aスクール用の端末が抵触するおそれがあるということで、一旦停止にするということでした。

今回の日野町におけるセンターサーバーの仕組みは、児童生徒のG I G Aスクール端末の管理とは直接関係がございません。今回の整備につきましては、校内の校務のためのセンターサーバーでして、こちらのほうには、児童生徒のもちろん名簿情報でありますとか成績管理情報とかを、教員が文書サーバーに残したりすることはございますが、こちらに児童生徒がアクセスすることは一切ありません。校内のネットワークはインターネット系と校務系と学習系と3つに完全に分離していますので、センターサーバーのほうに児童のアクセスの記録が残ることは一切ございません。

ちなみに、G I G Aスクールの端末については、一旦校内のネットワークを經由して、回線上は役場のほうへ通って行って、そしてインターネットに出ていきますが、それはアクセスの記録が残るだけで、役場の庁舎内のサーバーに児童生徒の学習の記録とかが残るわけではございません。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今回、取得を予定していらっしゃるのは、名古屋市のように、子どもが使った履歴が残るタイプのサーバーではないということでございますね。このサーバーはそういう目的ではないということでございますけれども、補足の中にも今お話いただきましたけれども、子どもが使ったタブレットの履歴というのを収集そのものはしていらっしゃるのかどうか、もし分かればお尋ねさせていただきたいと思います。また、もし収集していらっしゃるのであれば、それが何の目的で収集されるのかということについてもお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（小椋慶洋君） G I G Aスクールの端末についての児童生徒の個人情報、あるいはアクセスの記録が残されているかということについて、再度質問を頂きました。

G I G Aスクールのタブレットは、マイクロソフトのクラウド上で認容される仕組みになっています。また、学習支援ソフトやドリル型ソフトウェアに子どもたちがクラウド上からアクセスしたときの、どの問題を解き終わったか、ドリルの場合は、どの問題が正解できたかというようなことは、サーバー上、クラウド上に残っていきます。また、ロイロノートといいます学習支援ソフトについては、子どもたちが作成した成果物についても全てクラウド上に残っていきます。それから、日野町のG I G Aスクール端末は、ウィンドウズの端末ですので、マイクロソフトの管理センターのほうに管理者がアクセスをしますと、何月何日の何時にログインした

かとか、ログアウトしたかとか、そういった情報も全て残っています。

マイクロソフトの管理については、セキュリティーとか、誰がいつアクセスしたかということがサーバー上に記録がされるだけです。

それから学習の記録については、子どもたちが学習した成果を先生たちが把握して、その子に適した支援をしていくために、学習の足跡を残していくものです。

セキュリティーも十分確保していますので、そのことが子どもたちの個人の情報を外部に漏らしたり、そういったことにはならないと考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） マイクロソフトのサーバーのほうで管理をされているということでございますけれども、ご存じのように、マイクロソフト社というのは全世界で何億台という台数のサーバーやパーソナルコンピュータのOSを扱っておりますので、今も幾つか訴えを起こされているというのを報道でも知っております。各パソコンやサーバーのシステムをマイクロソフトのほう側が先に調べておいて、それに適したアップデートを、ネットを通じて自動で行っているということで、つまりは、パソコンの中にありますハードウェア、ソフトウェアをマイクロソフトはいつでも監視できて、その情報を見る状態にあるということです。小・中学校の児童が使っているタブレットが、そのような危険な情報を扱われることはないと思いますけれども、個人情報も間違っても外部に漏れないように、しっかりとそこら辺を整備していただいた上で運用していただきたいと思いますので、お願いだけしておきます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

10番、中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、何点か質問させていただきます。議第43号の補正予算（第2号）から衛生費の予防接種事業についてお伺いいたします。先ほどから議員さんがお伺いされていますので、そこは省かせていただきます。

まず1点目なんですけれども、接種会場が6月18日から特設会場というふうになると思うんですが、駐車場から入り口までの安全確保、その点についてお伺いしたいと思います。今現状、わたむきホールでも、お迎えの車とか送ってこられた車とかがかなり危険な場面というのがありまして、わたむきホールは慣れていらっしゃると思うんですが、今回の場合は特設会場ですので、入り口がどっちにあるのかとか、そういうことも全然分からないような状態で駐車場のほうに入ってこられますので、かなりその点について安全確保をしていただかなければいけないのではないかなと思いますので、その点についてお伺いします。

2点目ですが、先ほどもありましたが、接種順位について少し確認をさせていただきたいと思うんですが、基礎疾患のある方、また高齢者の施設等の従業員という

のは、先ほどご答弁されておりました。それ以外ということなんですけれども、幼稚園とか保育園の保母さんですとか、学校で子どもたちに接しておられる先生方、また職員さんも接種会場で、本当に一生懸命窓口なんかやられていると思いますので、そういう方というのは優先順位に入ってくるのか、優先順位の考え方についてお伺いいたします。

3点目ですが、国では職域接種というのが始まって、申請の受付を開始されたとお聞きしているんですが、これは大企業、大学ということでございますが、やはり中小企業などに対する対応というのは自治体になってくるのかなあとと思いますけれども、その対応についてとか、また、商工会との連携というのにも必要になってくるのかと思いますが、その体制づくりについてお伺いいたします。

次ですが、報第3号の一般会計の繰越明許費の中から教育費の西大路小学校と南比都佐小学校のトイレ改修工事がありますが、これはいつ頃着工して、完成はいつ頃の予定をされているのか。夏休みにいつもされますので、そのあたりかなと思いますが、その工程についてお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 10番、中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 中西議員のほうから、特設会場の安全確保ということでご質問を頂きました。

今の特設会場は、確かに入り口が国道側と公園側と2か所になろうかと思います。このことにつきまして、車はできるだけ一方方向に回っていただけるような、今でいうと、時計回りに回っていただけるような表示をさせていただきながら特設会場のほうにできるだけ近づいていただいて、多分、通常、送迎の場合は、運転士側と逆の助手席側の後部のほうから降りられることが多いので、入っていただいて時計回りで、助手席側が特設会場につくような形で降りていただいて、前ほど厚生主監が申し上げましたように、テント側のほうにつけていただいて降りていただく。その車は、また駐車場に行ってくださいというようなことで考えてございます。入り口・出口も確かに一緒に見えるので、この辺も表示はさせていただきたいと思っています。

あと、優先順位の考え方でございます。国のほうでは、まず医療従事者、そこに続いて65歳以上の高齢者、それから、先ほど言いましたように、基礎疾患をお持ちの方と施設従事者というような形で優先順位を決めていただいておりますが、集団接種に従事する職員等につきましては、医療従事者と同等ぐらいの優先順位にございますので、早く打つということについては何も問題はないというところでございます。ただ、集団接種の場合はキャンセルが出ることが多々ございますので、そういう部分で、今、町のほうは、キャンセルされた分は施設従事者を主に接種させてい

ただいているというところでございますが、これに併せて、従事する職員についても、そのキャンセルが出た場合については接種をさせていただきたいと考えておるところでございます。

あと職域、会社での接種ということで、この6月21日から接種が始まると国のほうでは言われてございますが、この辺、お問合せ等々は頂いてございますので、あと企業さん等、商工会さんともお話を進めながら、できるだけ多くの方が早く接種が進むような形で進めていければなと考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（宇田達夫君） ただいま中西議員から、報第3号、繰越明許費についてご質問を頂きました。

この中で、西大路小学校および南比都佐小学校のトイレ改修工事でございますが、実は昨日入札のほうが終わりまして、無事、落札を頂きましたので、すぐに契約し、できるだけ早く着工いただきまして、工事としては、主に夏休みを中心に行っていて、9月中には完了という予定をしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 10番、中西佳子君。

10番（中西佳子君） 再質問させていただきます。駐車場の件なんですけど、私も先日、予約証をもらったんですが、そのときに地図が入っていましたが、方向とかが全然書いてなくて、今おっしゃるように、一方通行で回されるのならば、駐車場に入ってこられる方向とか出る方向も示していただかないと、入ってこられるときは、多分両方から入ってこられるので、そういうふうにしちっと書いておかないと分からないのではないかと思います。あと駐車場の位置とかも書かないと、場所だけが示されているだけだったと思いますので、混乱を来すのではないかなと思いますので、64歳以下の方にも発送されたのか分かりませんが、直せるのかどうかお聞きします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 入る方向等について再質問を頂きました。

確かに国道側と公園側がございます。国道側のほうはもう入ってこられるであろうということで、そこをどっちかを止めるというのは、正直、道って止めてしまうと、入ってしまわないと後ろ危ないですので、もう入ってこられる方は仕方がないのかなと思ってございます。中を時計回りで回っていただけるような工夫をするのを、これから実際に看板等を作成しながら対応させていただきたいと思います。まだ64歳以下の方の接種券とご案内等はまだできてございませんので、そういうことも含めて、ご案内の中でお示しできることがあればさせていただけたらと思います。

議長（杉浦和人君） 10番、中西佳子君。

10番（中西佳子君） 事故があつてはいけませんので、その点についてはよろしくお

願いいいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

11番、齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） それでは、私のほうから4つの議案について質問をいたします。

1つ目に、議第40号、庁内ネットワーク更新機器の財産取得についてであります。これは、庁内のネットワーク等の3系統のサーバー機器が5年を経過することから更新する財産取得であります。更新されますと、これまでのネットワークサーバー機器と比べてよくなるのは何か教えていただきたいと思います。

また、データ保存の容量、セキュリティの強化、追加された機器、装置等の、どのようにバージョンアップされることになるのかお聞きいたします。また、その財源内訳について教えていただきたいと思います。

次に、議第41号、校務用センターサーバシステムおよび教員用パソコン機器の財産取得についてであります。これは、平成27年6月から6年を経過することから更新する財産取得であります。取得金額が9,680万円と高額であります。情報管理システムが拡大、進展する中で欠かすことのできないものとなり、情報管理システムに係る経費は莫大な金額となってきました。今回のシステム更新でよくなることは何か、何がどう変わるのか教えていただきたいと思います。

そして、ソフトウェア一式ということで計上されているんですけど、校務用ソフトを追加更新されることで、どのような業務改善になるのか教えてください。そしてまた、その財源内訳も願いいいたします。

次に、議第42号、日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、マイナンバーカードの再交付手数料の規定が不要となることから削除する改正であります。しかしながら、マイナンバーカードの再交付は今までどおり再交付することができ、手数料800円も変わらないということでもあります。なぜ、手数料徴収の規定が不要になるのか。令和3年9月1日から施行となりますが、どのように変わるのかお伺いをいたします。マイナンバーカード促進に伴う役場業務の影響が大きいと思いますが、どのような状況であるか教えてください。

そして、日野町のマイナンバーカードの普及率はどのような状況になっているのか教えていただきたいと思います。

次に、議第43号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第2号）について、4事業についてお伺いをいたします。

1つ目に、子育て世帯緊急支援事業であります。これは、住民税の非課税の子育て世帯に1人5万円を国費の下で給付されるということでもあります。6月の広報に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分の案内がされていますが、この支援事業との違いを教えてください。

次に、対象人数は392人に想定されておりますが、その数は、今年度の出生数も含まれているのか教えてください。

次に、予防接種事業であります。先ほどから幾つも質問出ていますが、私のほうからも少しさせていただきたいと思います。タクシー代を支援するということがありますが、タクシーの台数も限られている中で、タクシーの予約が簡単にできるのかどうかなと思います。案内では、タクシー会社の電話番号を書いたやつを案内していただいているわけなんですけど、この日野町においてタクシーを確保する、予約、3日前ということなんですけど、現状なかなか難しいんじゃないかなと思うんですけど、その辺の状況を教えてください。

また、介護タクシーや福祉タクシーも使えますよということで案内されているんですけど、そっちの介護タクシー、福祉タクシー、その辺も、日野においては、かなり脆弱な状態であるかなと思うんですけど、その辺の状況どうなのかということで心配をされている声を聞いております。教えてください。

そして、ワクチン接種の特設会場の建設費用、設備費用なんですけど、その辺の捻出はどこで充当とされているのか分かってないんですけど、国費のほうで賄うことができているのかということをお願いいたします。

そして、先ほど、山本議員からもご指摘されているんですけど、私のほうでも、日野町のワクチン接種が遅いのではないかと声を聞いています。ほかのところでは、ワクチン接種の前倒し、そして加速ということでのそれを求める声を聞いております。先ほど来も、1日180名というのが限界だというご説明、ご報告を聞いているんですけど、接種されていない日もある中で、もう少しその対策を講じることとはできないのかなということと、今、65歳以上の高齢者に対しては案内もされていて、大体いつ頃自分が接種できるかということ把握されていると思うんですが、高齢者以外の64歳以下の方の接種が、いつ日野町においてできるのかどうかということでの、全然まだその辺の案内というか情報が伝わっていないということで心配をされていると思うんです。そこをまだ明確にアナウンスできる状態ではないというふうには思うんですけど、どのような見通しとしての情報提供をしていくことが必要かなと思います。やはり今、ワクチン接種を求める多くの方、そういった情報を知りたいということで心配されています。その辺のところも、対策も含めて、どのようにお考えなのかお聞きさせていただきたいと思います。

次に、地域経済緊急支援事業であります。これは、料理飲食店の利用に限定したプレミアム付商品券事業の実施であります。この実施に当たっては、いつ頃をめどに予定をされているのかお聞きをいたします。

次に、もう1つ、小学校・中学校の教育振興事業であります。この事業においては、GIGAスクール構想の中で、今回のパソコン購入で1人1台のパソコンの整

備ということで、これまでもこういった整備を国費の下で進められてきたわけなんですけど、今回、この整備で全てが、1人1台のパソコン整備が整うのかどうか教えていただきたいと思います。

そして、今回の購入するパソコンは、前は県が一括購入されて、格安のタブレットを購入されたということなんですけど、それと同じものを購入されることになるのか教えていただきたい。そしてまた、授業支援ソフトというのも、レンタルといますか5年契約で1台ということで、1,100円ですか、あるんですけど、前回はそういうような形での購入であったのかということも教えていただきたい。そしてまた、財源内訳はどこから捻出されるのかということも教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 11番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま、議第40号、財産取得についてのご質問を頂きました。

内容は庁内ネットワーク更新機器ということで、ネットワーク機器が今回の更新でよくなったところ、また、バージョンアップというようなご質問でございましたが、今回の機器更改の大きな目標は、28年度に機器更改をやっておりまして、5年が経過するということに伴うもので、特にバージョンアップを目指したものではありません。その機器の内容については、役場で利用しております3系統のネットワークの、いわゆる個人番号利用事務系ネットワークが1つ、そして、2つ目にLGWAN接続系ネットワークが1つ、3つ目にインターネット系ネットワークが1つと、これらを構成しますサーバー機器の交換に伴って財産を取得するものでございまして、役場の業務も、今やパソコンをなくして業務ができないという正直なところでございまして、その業務をスムーズにするためには、これらのパソコン機器の安定稼働が大前提となっております。機器については、耐用年数が5年、年間保守も5年という部分がございますので、やはり5年でサーバーについてはきっちりと更改するという考えの下で行っております。そういった理由でございます。

次の質問の財源の内訳でございます。予算については、令和3年度当初予算の総務費情報管理事業で計上いたしております4,400万円について、全て一般財源で対応することとなります。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（宇田達夫君） ただいま齋藤議員のほうから、議第41号、財産の取得についてご質問を頂きました。

今回の校務用センターサーバシステムおよび教員用パソコン機器の導入ということで、大変多額の費用を使わせていただくことになりました。これでどうなるの

かということでございます。主なものといたしまして、現在、グループウェア「ミライム」というものは、既に以前から導入をしております、これは先生方の出勤であるとかスケジュール管理であるという基本的なところ動かすことについては何ら変更はないんですけれども、何が違うかということ、今度新しく入れさせていただく校務支援ソフトの導入というのが大変大きな変化でございます。

この校務支援ソフトで何ができるのかということでございますが、名簿情報の管理、生徒の出席、欠席の管理情報、小学校の成績処理、中学校の成績処理、通知表の作成、そしてまた、生徒さんの保健の管理などがシステムの中でできるということがございます。例えばでございますが、今までは、学校ごとに生徒さんの名簿であるとか、そういうものが作られていたということで、それぞれの学校で、そういうことにたけたというか得意な先生がおられて、そういう先生が例えば、エクセルで便利な表を作られると、それが代々引き継がれていくということで、学校ごとで少しかばらばらというか違ったところがございます。しかし、今回このシステムを導入することで、小・中学校ともに、同じシステムの中で運用していただくということで、特に小学校から中学校への引継ぎなどが、今までと比べると随分スムーズになるのかと。そしてまた、学校ごとでも、学年が上がるごとに、そういう名簿の引継ぎですとか、そういうことが非常にスムーズにいくということで、先生の働き方改革という点では大変ありがたいのか、便利になるのかなと思っております。

当初、これが正式に動くまでには新しく名簿を入れ直してもらったり、少しストレスはあるのかなと思いますが、動き出したときには大変いいものになるのかなというふうに思っているところでございます。

また、同時にセキュリティについても、今までとは数段高いレベルでということで、今までもしっかりできていたんですけども、より強固なものになるということでございます。

そして、続きまして、議第43号の一般会計補正予算の教育費で、GIGAスクールパソコンの導入ということでございますが、今回計上させていただく分につきましては、昨年度、県下一斉に導入したものと同じものを購入する予定をしているところでございます。また、ソフトにつきましても、前回と同じような形で予定をしているところでございます。財源については一般財源ということでございます。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（山田甚吉君） 議第42号、日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、お問合せを頂きました。

まず、条例が不要になる理由でございますが、マイナンバーカード発行主体の位置づけが変わりまして、今回、番号法の改正で、地方公共団体情報システム機構が

マイナンバーカードを発行する。そこが手数料を徴収するという法律が規定されました。27年に、当時は再発行の負担は、役場で、市町村の条例で定めるようになってたんですけれども、8月までは町の条例で徴収させていただきますが、9月1日以降は、地方公共団体情報システム機構の委任を受けて市町村が頂くということでございます。800円頂く根拠が変わりましたので、今回、条例を8月で削除させていただくというのが趣旨です。

窓口の業務の状況ということで、昨年から、2万円で2万5,000円のお買物ができるという経済対策がありまして、マイナンバーカードをご希望される住民の方が増えております。その関係で、平日もカード申請をされますと、東京のほうから役場へカードが届くんですけれども、その間1か月。その後、役場で交付前設定というのをして、来てくださいというご来庁の案内を送らせていただきます。その方が、予約制で、役場へ来ていただいて、パスワードの設定等をしていただくというようなことで、大体お一人15分ぐらいのこまを頂いているんですが、連日予約の電話の受付をしたり、あるいはご来庁いただいたら交付をしたりということで、マイナポイントの申請は4月中にカード申請された方がいけるということでしたので、この3月、4月、5月は、大変ご来庁も多いということです。マイナポイントは9月までということで大変多くなっています。

総務省の公表で言いますと、5月1日時点で、日野町は4,834枚、分母になる人口は令和2年1月1日時点になっているんですが、2万1,493人ということで、日野町の人口に対する交付枚数率は22.5パーセントとなっております。5月末では、さらに、手元では5,321枚で、24.8パーセントぐらいになるのではないかと考えておりますが、まだここは公に公表されていない数字になっておりますのでご了承ください。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 齋藤議員から、まず、タクシーの利用状況等についてご質問を頂きました。

日々、会場で見させていただいてますと、タクシーの中でも、やはり介護つきタクシーのご利用が若干多いのかなと思ってございます。ただ、タクシーのほう、事前にご予約いただいて帰りも、大体1時間ぐらいをめぐにお呼びいただきたいということをあらかじめお知らせをさせていただいてございますが、タクシー、全てのニーズに応えるほど潤沢には、タクシー会社もいろんなところでタクシーを運行されていますので、日野だけにというわけにはなかなかいかないということもございますので、それぞれ行きと帰り、ちょうどタイミングが合えばスムーズなタクシーの乗車もしていただけるような状況も見受けられるんですが、一旦日野の遠いところへ行ってしまう場合があると、なかなかそれが戻ってくるという時間までかか

りますので、そういう場合は若干会場内でお待ちいただくということも多少あるのかなと思っているというところでございます。タクシーのほうにつきましては、日野駅から来ていただいておりますので、ある程度早い時間で来ていただいているのかなと思っているというところでございます。

あと、特設会場に係る費用についてでございますが、国のほうから、接種に係る費用は国のほうでご負担いただけるというお話の下に、今回も、ワクチン接種に係る体制確保事業という国の事業に見ていただけるものと考えておるというところでございます。

あと、ワクチンの接種がなかなか進んでいないのじゃないかと。前倒しを何とかできないのか、その対策はということでご質問を頂いたところでございます。

先ほど厚生主監も申し上げましたが、集団接種の中で、これ以上1日の本数を上げていくというのは、正直、場所の確保等々を考えると、なかなか難しいのかなと思っています。今後、集団接種以外の、例えば、個別接種、病院をはじめとした、開業医の先生をはじめとした個別接種の業務についてもいろいろご協議をさせていただく中で、できるだけ、いろんな方で、いろんなところで打っていただける、日野町の中でしたら、そういう体制も考えていくということでお話も進めさせていただいているというところでございます。

あと、64歳以下の方の接種に係る情報ということで、確かに、今、町としては何もお示しのほうはさせていただいていないというところでございます。現状、ワクチンのほうにつきましても、65歳以上の方のワクチンの供給量については、一定国からもお示しを頂いておるんでございますけれども、それ以下、64歳以下の方に対するワクチンの供給というのは何もご案内のないところでございます。ただ、いろんなところで、国のほうも接種の機会をつくっていただいているというところでございますし、企業の職域接種も始まるということでございますので、今、町のほうには65歳以上の方につきましては、年齢を区切って、実際に電話をしていただく方には必ず予約枠を取るという形の中で進めさせていただいているというところでございますが、64歳以下の方については、その考えは踏襲しつつも、やはり接種券のほうはできるだけ早く一斉に近い形でお出しをさせていただかなあかんのかなと思っていますが、その予約方法につきましては、やはり65歳以上の方で、一斉の予約になると大混乱をしたという他の市町の例もございます中で、日野町は順次予約枠を設けて、予約の日付をずらすような形でご案内をさせていただきましたので、接種券を送らせていただくご案内の中には、そういう形でちょっとずつワクチンの接種に係る案内をずらさせていただきながら、ご予約のほうは進めさせていただきたいと思っていますが、接種券につきましては、できるだけ早くお手元に届くような方法でというふうには考えておるというところでございます。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 齋藤議員のほうから、子育て世帯緊急支援事業について2点ご質問を頂きました。

まず、1点目のご質問の5月に支給をしておりますひとり親支援の支援事業と今回の事業の違いについてでございますが、5月の支給の場合は、ひとり親世帯で、児童扶養手当の受給者を対象に支給をさせていただいたものでございます。今回、補正で上げさせていただいている緊急支援事業につきましては、コロナ禍の影響が長期化をする中で、低所得者層への緊急支援ということでございまして、今回は、子育て世帯の中でも、2人親世帯でありましても、住民税の非課税世帯でありましたら対象となるというところが違いでございます。

続いて2点目の392人という対象の数に出生数は含まれているかというご質問でございます。これにつきましては、現在392人の根拠としましては、国のほうで、支給対象児童数は年収階層別の世帯数やコロナによる雇用とか就業への影響に関する調査等を基に、国全体で221万人と推計をされております。当町の支給見込額の算出方法につきましては、上記の支給対象児童数に対しまして、令和元年度の児童手当支給状況報告で報告をしています児童手当支給児童数が2,632人ということで、それを日野町の係数がございまして、それを掛けました数が392人という算出をしております。したがって、今年度、今後出生された方については、その都度申請を頂くということになりますので、この中には含まれてないということになります。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 地域経済緊急支援事業につきましてご質問を頂戴しました。

今回の地域経済緊急支援事業の中のプレミアム付商品券の発行につきましては、3,000円分の商品券を2,000円で販売する。そして、その差額の1万円分を今回予算で1万セット分の1,000万円、そして、事務費と合わせまして1,200万円を見込ませていただいたところでございます。

これにつきましての実施時期につきましては、できるだけ早くという思いはございますけれども、今の緊急事態宣言が出て、今後の状況を十分見極めた上で取り組みたいと思っておりますが、原課としましては、8月頃をめどにできればいいなと思っておりますが、これも、あくまでこの辺の状況を見ながらというところで、十分議論しながら考えていきたいと思っております。できるだけ早く効果が出るようにと考えております。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（宇田達夫君） 先ほど私の答弁の中で、議第43号、一般会計補正予算のG

I G Aスクールの端末の財源でございますが、特定財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金が、大部分については充てられておりますので、訂正させていただきます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） 先ほど議第40号に対して答弁させていただきました中で、機器更改がベースと言いましたけども、新しい機器に替えるということで当然処理能力が上がってくるということと、併せてウィンドウズのバージョンアップ、ウィンドウズについてはバージョンアップをしているということですので、それを補足させていただきますと思います。

併せまして、議第41号のいわゆる校務用パソコンの部分の財源についてもご質問いただいていたかなと思うんですけども、それについても、新型コロナウイルス感染症の関係の交付金を一部充当しております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 何点か再質問させていただきたいと思います。

1点目のバージョンアップはされているということですが、当然5年経過の中で、いろんな面も、セキュリティについても、やはり当然5年前とはかなり強化はされているものであると思いますし、処理能力、スピードも、当然上がってきた中で更新というふうには思います。その辺を説明いただいたんで分かりましたけど、有効に活用していただくように、その辺はお願いしたいと思います。答弁は結構です。

それと校務用のパソコンについてであります。この校務用ソフトを導入したことによって、先生方の業務改善ということで、働き方改善されるということが望まれると思います。先の答弁の中でもそういうことができるというふうに答弁いただいたわけなんですけど、やはり小学校・中学校の先生はかなり過度な業務をされているということで、働き方改革をしていくということでの話がありますが、この辺の導入によってかなり改善されるならば、その辺の方向で進めていただきたい。最初はなかなか取っかかり難しいところもあるけど、軌道に乗るようということをお願いしたいと思います。それについても答弁は結構です。

3つ目の条例改正なんですけど、これについては確認ですけど、手数料が変わるということでは、地方公共団体情報システム機構というところがマイナンバーカードの管理をされると、今もされているわけなんですけれども、その再発行については、そこが全て行うということで手数料を、町は一時預かりをするという形、システムが変わるということでよいのか、それでよいのかという再確認ということで、確認させていただきたいと思います。

それと、マイナンバーカードの促進、ポイントの追加ということであってかなり

業務のほうが忙しいというか、受付される方があるということで大変だと思いますが、その辺の業務に係る委託料というか手数料も含めて変わるということもあるんですけど、一時預かりということで、その辺に係る委託料というか国のそういった補助というか、それがいいのかどうかその辺をちょっともう1回教えていただきたいと思います。

それと、次の一般会計であります、子育て世帯については、今回の出生は含まれていないということで分かりました。

次に、予防接種についてでありますけど、このタクシーが、日野町においてタクシー補助券は発行されているんですけど、ほんまにタクシー使えるのかなというて心配もされているというところで、介護タクシーの部分についてもう一度お聞きしたいと思うんですけど、日野町の介護タクシー、ここは長寿福祉課の関係になるかもしれないんですけど、介護タクシーの支援状況というのが、日野町については、まだちょっと今まで利用されている方が亡くなられてもうやめられたとかということもあり、なかなか整備されていない部分があるかなと思います。その辺についての町のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと今のワクチン接種、64歳以下のところなんですけど、ワクチンの供給はまだ示されていないというふうにお伺いしたんですけど、国は、早よせえ、どんどんどんどん言うている中で、なかなかその辺を示せない、市町がどうしていくかというのが見通しがつかないということで困っておられるのかなというふうにも思いますが、その辺のところ、一斉に、以下の部分で予約をとるということに集中しますので、その辺は、高齢者と同じように、段階的に、先ほどちょっと話もあつたんですけど、今後、どのような形で日野町にとっては進めようと考えておられるのか、もう少し教えていただきたいと思います。その辺で、前倒しで何とか早く接種ができるような対策なりを講じていただきたいということでお願いしたいと思います。

それと、プレミアムの商品券については、要望として、やはり外食による感染リスクというのが考えられますので、実施時期については大変難しいところかなと思います。しかしながら、厳しい料理飲食店という状況にもありますので、そこも踏まえて適切な対応をお願いしたいと思います。

先ほど、GIGAスクールの小学校・中学校のパソコンの取得であります、これについて、財源ということでの訂正を頂いたんですけど、本来、財源については、3分の1は一般財源というか、自分ところの財源でということであつたのが、今回は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、今回、1億871万円あると。そこを充てるということですが、この地方創生臨時交付金は、もっとほかに困っている方への町独自の感染症対策に充当されてもよいのかなあと思い

ます。その辺、今回、全て1億871万を、予算で使い切ったということで聞いているんですけど、その辺の使い方が、もう少しコロナ対策、コロナウイルス感染症に関わるところでの予算取りをしていただきたかったかなと思います。その辺のところ、どういうふうに使われているかお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（山田甚吉君） マイナンバーカードの再交付手数料のことで再質問を頂きました。

まず、1番目のお問合せの件ですが、条例徴収から、J-LISから、地方公共団体情報システム機構からの委託により市町村が頂くということで、その頂いた再発行手数料は預り金ということで、歳入歳出の歳計外の現金ということで、保管会計に入れて、そこに一旦プールして、またJ-LISに払うということで、職員の給与の引去金で住民税とかそういったものもさせていただいていますが、また9月からの実務については、会計管理者と協議させていただいて、そのような会計処理をさせていただくということになると思います。

財源の関係なんですけど、マイナンバー、個人番号カード発行事務費補助金、マイナンバー発行事業費補助金というのがそれぞれ歳入に上がっていると思います。番号の通知とマイナンバーカードの発行の費用は、初回は無料なんですけど、市町村はJ-LISに経費を払っています。でも、その経費は、全額国の、個人番号カード事業費補助金ということで、原則国のお金が一旦町に入って、そのお金を地方公共団体情報システム機構に回す、回すというか払っているというところで、持ち出しはないんですけど、自己の過失というんですか、失われたとかなくされたとか、傷められたとか、そういった場合は原因者負担で、製造原価相当量の手数料をもらいますよということで2015年のスタートのときから手数料を頂いていたということでございます。その発行主体がJ-LISということで定義されましたので、地方公共団体情報システム機構になりましたので、町の条例ではなくて、委託契約で、町が預かってJ-LISに納めさせていただくというふうな位置づけに変わったということでご理解いただきたいと思います。

窓口の関係なんですけど、消費活性策、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針ということで、デジタルガバメント閣僚会議等において、昨年度から消費活性化策が始まったと。それと今年から、10月に延びましたけども、健康保健証の機能もつけましょうということで、菅総理は、2022年度末には、全国民がカードを持つことが想定されるということで言われております。それに備えて、市町村の窓口で交付が円滑にできるように体制を整えてくださいと言われていただいているところでございます。

したがって、会計年度職員をつけていただいて、交付を進めておるとい

ころでございます。大体1日36コマ設けて、電話の予約を承って、来られた方に本人確認の上でパスワード設定をしてお渡ししているということでございます。今月は明日12日、27日の日曜日、休日も開けさせていただいて受け取っていただくということで、申請から物が来るのに1か月かかりますし、役場からご案内を送って受け取っていただくのに、実はまだ今1,000枚ほど受け取っておられない方がおられますので、ご都合をつけてお越しいただくというところが、ご迷惑をかけているところもあろうかと思っておりますので、申請された方に速やかに渡すということを心がけたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） ワクチン接種に係る介護タクシーの利用について、これに関連して、介護タクシーの利用、一般的にはどうだと、こういうご質問かと思えます。

現在、ワクチン接種に行っていただくのに介護タクシーも利用していただいております。既に、接種券、もしくはコロナワクチンのタクシーの利用助成券、また、利用のご案内のほうにも幾つかの介護タクシーの事業者のほうを載せさせていただいております。こちらを見ていただくと、ご利用いただける部分については、事業者としてはそこそこあるのかなと思っております。ただ、先ほど、福祉保健課参事から答弁がありましたように、台数については、潤沢にあって全て網羅できるかということ、ここについては、それぞれ事業者の事情がありますので、今回のように急激に利用が増える分については難しい部分もあるかも分かりません。ただ、一般的なことを申し上げますと、介護タクシーにつきましては、外出の支援としてとても重要なものだと、このように認識もしております。この利用につきましては、当然ながら、ケアマネさんでありますとか、そういったいろんな方々の連携、協力して、必要な情報を仕入れる中で、必要とされる方に利用していただくような形で、町も考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 齋藤議員のほうから、ワクチンの64歳以下の接種に係って段階的な方法はどういうことを考えておるのかということでご質問を頂きました。

まず、今現在のワクチンの供給量というのは、国が言われるのは65歳以上の方の分については6月中に供給するよということでご案内を頂いているというところでございます。その中で、当然、65歳以上の方全ての100パーセントの接種はなかなか考えにくうございますので、その中で、例えば、予約の枠がだんだん埋まらなくなってきたと、そういうような状況を見定めながら、基礎疾患の方ですとか高齢施設従事者の方をそこに埋めていくような形で順次進めていきなさい、次の接種順

位の方に進めていきなさいというご案内を頂いているというところでございます。

64歳以下の接種につきましては、今私ども考えてございますのは、年齢を一定程度、例えば、60歳から64歳はこの時期にご予約くださいとか、次の50から59の方はこの時期にご予約くださいというようなことを、接種券の案内の中に一緒に入れさせていただいてご案内をさせていただこうかなと。

ただ、この接種券自体の送付については、いろんなところで、いろんな接種の機会がございますので、そのタイミングを逃していただくということは避けていかなければならないと思っていますので、その部分については、接種券、今の65歳以上の方もかなり長い期間をかけて接種券を送らせていただいたので、そういう方法はちょっと難しい、逆にそこは改めていかなければならないのかなと思ってございます。

また、予約方法についても、今現在65歳以上の方については、コールセンターの電話だけということでご対応させていただいているというところでございますが、64歳以下の方につきましては、なかなか電話だけでは対応しきれないと思ってございますので、ウェブによる予約方法ですとか、自動音声による予約の対応も、現在、考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいまの再質問の中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使い方というのか、そういった点でご質問を頂きました。

まず、当初予算の段階では、その交付金は計上しておらず、今回、補正予算で計上ということで、国から1億871万6,000円が示されたということで、今回計上することになりました。そうした中で、コロナ感染症への対応ということで、どういう事業が有効かということを国や県の施策も見ながら、また、担当課からいろいろと要求を頂きながら、最終的に今回の補正になりました。

そうした中、例えば、国ですと、困窮者対策でいいますと、児童扶養手当受給者児童1人当たり5万円の給付とか、また、今回、町で補正しています、子育て世帯緊急支援事業という形での子育て世帯への支援も行っていますし、また、最近、新聞報道では、預貯金が100万円以下の世帯に対して給付をするというような話も出ております。さらに、前年度からですけども、社協のほうで生活資金の緊急貸付けについても、総合支援資金については令和2年7月に延長され、また、3年2月に再貸付けの実施ということで、困窮者についても、一定国の施策の中で対応されているということで、そうした中で、当初予算の中にも、一部コロナ対応ということで計上した部分もありまして、一部一般財源に充当させていただいたという部分もございますが、新たな事業として、今回、GIGAスクールの中の財源充当もさせていただいたところがございます。

これにつきましては、全国的にコロナ感染症が拡大している中におきまして、緊急事態宣言が出ている地域、また、蔓延防止等の地域も発令されておりますが、そうした中で、やはり遠隔授業の可能性ということも長い目では視野に入れなければならないということで、そうしたことに取り組もうとしますと、現在3分の2のタブレットではやはり対応はできないということで、全ての児童生徒に、そうした形で対応できるという形が好ましいということで、コロナ対応ということで財源充当させていただいたところです。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 再質問はしませんが、今の最後のところの財源の使い方に対する地方創生臨時交付金の使い方ですね、その辺をやはりもう少し、ありがたい財源なんですけど、一般財源のを振り替えるというだけでなしに、やはり今現在、コロナに関わる大きな問題、課題というのはまだまだあると、まだまだ長引くということが考えられます。そこで、その辺の予算配分を充当していくということを、やはり対応をお願いしたいということで、要望とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

13番、池元法子君。

13番（池元法子君） 私のほうから3点を質問させていただきます。この3点とも、今まで何人か質問をされているところでありますので、重複しないようにしたいと思います。

まず、議第41号の財産取得についてのところであります。これは、毎回、こういうシステム更新で、高額やなあって、こんなにたくさんいるのかというふうに、いつも私も思っていたところなんですけれども、今回の校務用のセンターサーバシステムも9,680万と1億近いお金についてびっくりしているんですね。私もこういうことには疎いほうですのでよく分からないんですけれども、この財産の種類、いろいろずっと教育委員会管理用パソコンとか、以下ずっといろいろ書いてあるんですけど、どれに大きな金額が要ったのかなというのを教えていただきたいのと、それと、限られた財源の中で。これだけの一般財源で補っていくということなんですけど、節約するというのか、金額を抑えるために苦労された部分とか努力されたことがあるのでしょうか。それとも、また、この業者さんの言いなりというのか、そういう形でこの金額になったのか、それを教えていただきたいと思います。

次に、議第43号の一般会計補正予算の中の先ほどから出ておりますタクシーの利用、新型コロナウイルスワクチンの接種会場までの移動支援のためのタクシー利用の一部助成、このことをお尋ねいたしますが、先ほどから1枚500円のを1人の方に2回分ですから4枚配布するということだったんですけど、初乗り料金ぐらいかなということでありましたけれど、これは、どうしてそういうふうに決められた

のか。といいますのは、先ほど、高橋議員のほうからもありましたように、日野町って広い地域ですので、近い人はいいですけども、遠いところの人になると、全然こんな料金では尺に合わんようなところでもありますので、平等と言えるのなら、半額補助とかいうような形を考えられなかったのかなというのが1つです。独り暮らしの人のということでもありますけれども、平等と言いかけたら、家族の人が仕事を休んで連れていかなあかんということにもなるんで、そういうことを考えると大変ですけども、一応こういうタクシー利用という形で決められたんでしたら、できれば半額利用とかいうような形でできないのかなということを思いましたので質問いたします。

最後に、議第43号の同じ補正予算の、先ほどからも質問ありましたプレミアム商品券のことですが、先ほどからずっと質問がありましたので大体分かったんですが、私も、まだまだこの外食を控える傾向にある時期に、どうしてこういうふうなものを出されたのかなと思っていたんですけども、コロナが落ち着いた頃に発行していくということ、利用しやすいように、あまり高額だと買えない人が出てくるので、3,000円分を2,000円分というのをという形で販売をしていくということでしたので、それはそれぐらいでいいかなと思いましたが、どの店の利用ができるのかというのは、これからの応募とかそういうことで決められるんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 13番、池元法子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育次長。

教育次長（宇田達夫君） ただいま池元議員から、議第41号、財産の取得について、校務用センターサーバシステムおよび教員用パソコン機器についてご質問を頂きました。

今回、この中で、幾つかの財産の種類および数量の中でたくさんの機器を上げさせてもらっているんですけども、入札によって出てきた金額を大まかに案分した中で、金額のほう、大まかなところですが、説明させてもらいたいと思います。

まず、教育委員会管理用パソコンということで、これは教育委員会のほうに置いておくパソコンなんですけども、これが約19万円。校務用ノートパソコン、これは先生方が利用されるパソコン174台ですが、これが2,405万円、1台当たり約13万8,000円程度です。続いて、図書室用パソコンが6台で計108万円。校務用ファイルサーバが、これは、校務文書など機密性の高い文書データを保存するサーバですが、これが131万円。SKYSEA WSUSサーバー、これは外部接続端末の接続管理とか校務用パソコンの状態確認に使用するものですが、これが63万円。続いてのADDNSウイルス対策サーバ、これは、ウイルス対策について、校務用パソコンへアップデートファイルの配布などを行うものですが、これが63万円。また、そのウイルスサーバがダウンした場合の切替え用が続いてのサーバⅡでございますが、こ

れも63万円。そして、グループウェアサーバ、これはミライブの管理用サーバで、これも約63万円。また、校務支援システムサーバですが、これが60万円。続いて、ハードロッキーシステムサーバ、これはインターネットの接続管理のサポートシステムですが、これが89万円。そして、サーバラック周辺機器というのは収納のラックなどでございますが、これが91万円。セキュリティ機器ですが、これが、合計1,043万円。続いての周辺機器が1,042万円ですが、周辺機器と申しますが、大まかに無停電電源装置であるとか図書館用のバーコードリーダーであるとかプリンターであるとかそういうものですが、それが合わせて1,042万円。続いて、ソフトウェアについては、グループウェアのミライブであるとか、新しく導入する校務支援ソフト、そしてまたホームページ用のソフト、そういうものを合わせて3,500万円。最後に、その他の設置、調整作業等ということで、これは、職員室のLAN配線であるとかネットワークの構築費等でございますが、これが940万円というふうになっております。

これについて、大変高額ということで、節約など、そういうところはどうかということでございます。こういうものというのは、本当に上を見れば切りがない大変高いもので、そろえればそろえるほどどんどんどんどんとなるんですけども、これについては、もうできる限り節約というのか、させていただいて、最低限ここは要るなというところでそろえさせていただいているところでございます。

特に、今回初めて校務支援ソフトというのを実は導入をしたんですけれども、これにつきましても、現場からは、以前からは早く入れてほしいという声は随分上がってきたわけですが、今回のパソコンの更新の時期に合わせて、今まで辛抱してきてもらったということで、実は、滋賀県内19市町のうち、日野町は18番目ということで、今まで本当に、大変先生方には辛抱いただいたということでございます。

今回、大変高額な機器がそろえられたわけですが、これで、県内のほかの市町にも肩を並べて、しっかりしたシステムが整ったかなと思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（池内 潔君） タクシー利用助成券の金額について、もう少し考慮できなかったのかということでございます。

結果として、今こうして1枚当たり500円、それを4枚で2,000円という結論を出して、皆さんにご利用いただいているのは、これはもう結果としてのことです。今回、いろいろ総合的に考えさせていただいた中の結果ということではありますけれども、おっしゃったように、助成の額の多さ、少なさというのは、もう少し今後のことを考えますと、議論をしていくべきかなと個人的には思っています。ただ、そ

れが、住民の皆さんのご理解を頂くことになるかどうかというところ辺も併せ持つて検討していかなければいけないと思っています。

ただ、今回のこの利用助成券の考え方といたしましては、国が一定の方向を示しているんですけれども、個人的な扶助に関わる移動の支援については補助の対象にはならないよということが示されています。あくまでも公共交通機関が全くなく、この会場周辺にバスが寄りつかないであるとか、そういった部分については、タクシーを利用せざるを得ない状況が現にある状態については国庫の対象になるけれども、個人的な扶助、移動手段については対象と原則ならないよということも、総合的な判断をさせていただいた中にも含まれておりまして、それを、一財を持ち出して全額扶助していくということがいいのかどうかというところも実は議論したところでございます。結果的に、今回お示ししているような状況に落ち着いたというところでございますが、ご提言いただいたようなことにつきましては、今後の制度を設計していく上で参考にさせていただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 地域経済緊急支援事業につきましてご質問を頂戴しました。

事業につきましては、どの時期にするかというのはしっかりと見極めながらというところでありますが、事業につきましては、委託ということで、商工業者で組織されます商工会のほうに委託を考えているところでございます。

どの店をご利用いただけるかということにつきましても、今後、委託を進める中で募集を頂くという形になろうかと考えておりますが、商工会の会員だけでなく、広く料理飲食事業者のご努力を頂いて、町内の料理飲食業が、少しでもこの事業でお客様を取り戻したいという状況になっていくように、地域経済の文字どおり支援になっていくように取り組んでまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、1点だけ再質問させていただきます。議第41号の財産取得のところなんですけれども、これは答えられないかも分かりませんが、私が、先ほど、金額を抑えるために努力をされた点とかいう話を出しましたが、これ、個々の物は違うとは思いますが、パソコンが1台、GIGAスクール構想では5万円ほどでしたよね。それで買えるわけじゃないですか、10万円ぐらい要るの違うかなと思っているのが。だから、何とでもなるとは言えませんが、そこら、かなり節約なのか、そういう交渉ができるのじゃないかなみたいな、そういう思いが私にありまして、GIGAスクール構想のパソコンについては、全額国の財源でということなんですけれども、このように、また更新とかメンテとかということになると、これは今のところは自治体任せになっているんじゃないかなというふうに思う

んです。そうすると、このままでは、パソコンを入れれば入れるほど、町の負担が大きくなっていく。このままでは自治体潰しになるの違うかなと思える部分もありますので、今後、そういうことに対して国の補助金を増やしてもらい、そういうことをきちっとやっぱり町として取り組んでいってほしいと思いますので、その点をお願いいたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

日程第2、議第40号から議第43号まで（財産の取得について（庁内ネットワーク更新機器）ほか3件）について、委員会付託を行います。

お諮りいたします。委員会付託については、お手元へ配付いたしました付託表により、総務常任委員会および予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、お手元へ配付いたしました付託表により、総務常任委員会および予算特別委員会に付託いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時から再開いたします。暫時休憩いたします。

— 休憩 11時27分—

— 再開 13時00分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

日程第3、一般質問を行います。

議員各位に申し上げます。一般質問通告書を6月2日正午で締切りいたしましたところ、12名の議員から通告の提出があり、受理いたしました。

一般質問は議長の許可を得て行うことになっておりますが、同一内容と見受けられる質問通告がある場合は、議長や議会運営委員会で調整することとされています。

今回受理されました通告表に基づいて、順次発言を許可いたしますが、去る6月3日の議会運営委員会等で申し上げましたとおり、各位におかれましては、そのことをあらかじめ心得いただき重複する内容は調整し、質問されるようお願いいたします。

それでは、お手元へ印刷配付の一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

8 番、山田人志君。

8 番（山田人志君） それでは、事前の通告に基づきまして、これから一般質問をさせていただきます。

今回は、学校教育と社会教育に関する質問をさせていただくんですが、新教育長の就任を記念するというわけでもないんですけども、たまたまですけども、今日は向かって右側半分、こっち側中心にやり取りさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

1 番目は、学校教育におけるデジタル化の進展について、そのプラス・マイナスみたいなことをお聞きするんですが、日本はデジタル化への対応が鈍くて、そのために、かつてのような技術大国でも、あるいは経済大国でもなくなるん違うかという心配はされています。デジタル化の遅れというのは実際そのとおりかもしれません。ただ、その根本原因は、私は、よくも悪くも、いわゆるガラパゴス化、それが日本の国民性にあって、デジタル化の遅れはそこから生まれた結果の 1 つではないかなと思っています。それはいいことでもあるんじゃないかなという思いも反面あるんですが、ただ、国ではそうした事態を深刻に受け止めてまして、いろんな場面でソサエティ 5.0 というものを提唱しています。本当にいろんなところでできます。未来投資戦略とか地方創生基本方針とか、いろんなところで目にするんですが、その思想を学校教育にも求めようとしているみたいです。

それで伺うんですが、いつも私の一般質問というのは大体提案、提言含みで、何か言いたいことがあって質問するんですが、今回、学校教育と分野は、私にとっては全く実体験のない分野ですので、なかなか提案することもできないので、ふだん感じている素朴な疑問ということで、学校教育のデジタル化のプラス・マイナスについて教えていただきたいということで取り上げました。

したがって、具体的な現場の実務でやり取りしても分からないこともあるかもしれないので、それよりも、一般の町民目線で、町内小・中学校の方針理念といったところを基本的に伺いたいと思いますので、一問一答方式でお聞きしたいと思います。

最初に、現在、日野町でも G I G A スクール構想が進められています。午前中の質疑でも何人かの方が質問されました。ただ、この G I G A スクール構想、ぽつんとその施策だけがあるというわけではないと思うんです。恐らく国全体の大きな政策の流れがあって、その枝葉の具体的な施策の 1 つとして、子どもへの 1 人 1 台端末配布というものが、多分企画されているんだなと思います。

一番最初の質問は教育長にお答えいただくみたいですから教育長にお聞きするんですが、国の政策を整理する意味で、国が提唱しているソサエティ 5.0 と、その中で求められている学校教育のデジタル化、さらに、その中で各論としての G I G

Aスクール構想、こういったつながりというか体系的な関連について教えていただければと思いますのでよろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 8番、山田人志君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

教育長（安田寛次君） 山田議員から、国の政策としてのソサエティ5.0と学校教育のデジタル化ならびにGIGAスクール構想との関連について、ご質問を頂きました。

情報通信技術はますます発達し、仮想空間と現実空間を連携させ、全てのモノや情報、人をつなぐとともに、AI、人工知能等の活用により、高度に融合させる技術革新が今まさに進んでいます。この先の近未来の姿として想定されているのが、経済発展と社会的課題の解決を両立する超スマート社会、ソサエティ5.0と呼ばれる社会です。

そのような中で、ICTの環境整備を図ろうと進められたGIGAスクール構想では、今まで日本の教育で大切にしてきた教室での一斉学習のよさ、黒板、教科書、ノートを使って学習することのよさと、ICT活用によってもたらされる「個別最適な学び」「協働的な学び」「探求的な学び」といった3つの学びのスタイルを掛け合わせることで、全ての子どもの学びの質を向上させ、これからの社会を生き抜く力を育てようとしているところです。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） ある程度、概要は理解させていただきました。何が分からないかが分かりました。その上で、今教えていただいたことで幾つかさらに教えてほしいんですけども、経済発展と同時に社会的課題の解決の両立と、今教えていただきました。何となくそうなんやろなど。国なんかは、さらにそこからSDGsにつながるみたいなことを言っていますけども、何となくそうなんやろなどということは分かるんやけども、具体的にイメージした場合、経済発展があって、もう一方社会的課題の解決があって、その間にデジタル化とICTというものが介在することによって、何がどういう理由で、どう両立するのか具体的には分からない。何となくしか分からない。学校教育の場合、何となくそうなんやというわけにはいかないでしょうから、いわゆるロジックみたいなものが多分必要ですね。だから、学校教育で、そういうロジックというのは確立できているのかなあということを伺いたいんですか、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（小椋慶洋君） 今ほど、ソサエティ5.0における経済的発展と社会的課題の両立ということについて、もう少し詳しく教えていただきたいということでご質問いただきました。

三、四年ぐらい前に、内閣府の広報で、ショートクリップというか動画がユーチューブ等で公開されたことをご存じの方もいらっしゃると思うんですが、山間部の地域に、宅配でドローンを使って田舎のおうちに荷物が届く。女子高生が、スマート家電、冷蔵庫に語りかけると、冷蔵庫に入っていない物が何だから頼んでおきますよねって返事をしてくれたり、その日のレシピを説明してくれる。それから、スマートスピーカーに話しかけると、今日のお昼ご飯何にしますかと聞いてくれるので、これを頼むねと言うと、それが地元の商店街のおじさんのところに自動的に注文で行って、女子高生が慌てて家を出ていくと、そこへ立ち寄ったら、おじさんが用意しといたよと言ってきて、それでスマホですぐ決済できる。その道端には、人工衛星で制御されているトラクターが無人で田畑を耕している。そこへ無人自動運転のバスがやってきて、友達と一緒に高校へ出かけるといった、そういった短い動画が紹介されました。平成30年ぐらいだと思います。

社会的課題というのは、山間部の過疎地であるとかそういったところで、高齢の方であるとか、障害をお持ちの方であるとか、ご不便をされている方の生活が豊かになったりするということと、先ほど言いましたように、スマートフォンとかで決済できるとか、そういう経済的な発展とか、そういうことが両立できて、どの人も幸せな暮らしができる。政府のほうは、人間中心の社会という言い方をしていますが、それは、決して環境を無視して人間の幸せだけを追求するということではなくて、多様な生き方のどの人にも幸せがもたらされるような社会をこれからAIの力を使って実現していくんだと、そういうことがお尋ねのことになるかなと思っています。

また、そういう時代を生きていく子どもたちに、これからどういう資質、能力が必要かということ、これから学校教育で考えていかなければいけないのかと思っています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） なるほど、よく分かりました。ですから、その両側に挟まるものは、デジタル化という分野の中でも、さらにAIとかIoTとか、そこら辺の分野の活用みたいな、そんな感じなんですね。何となく具体的に分かります。

今度は、具体的にGIGAスクール構想についても教えてください。先ほど教育長に教えてもらったこともあるんですが、話に出なかったことで、GIGAスクール構想という文科省のやつ読んでいると、私が興味を、一番面白いなと思ったのは、子どものデジタル機器の活用度合い、使い方で、学習面ではOECDの平均以下であるのに対し、学習以外ではOECDの平均以上と書いてあったんですよ。要は、子どもは、デジタル機器を遊びではようけ使っているけども、勉強では使っていないということだと思うんですが、それがGIGAスクール構想で1人1台端末配布

によって、さっき3つの学びのスタイルの掛け合わせということも教えてもらいましたが、そうしたことも活用しながら、今言っているOECDの平均以上、平均以下みたいな状態が解消をされていくのでしょうか、教えてください。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（小椋慶洋君） OECDの話題については、私も以前から興味を持って新聞記事とかを見ておりました。日本の子どもたちは、聞くところによると最下位と言われていた年もあるぐらい授業での活用は進んでいない。それに対して、1人用のゲームで遊ぶとか友達とチャットするとか、そういったスマートフォンの使い方なんかは、OECDの中でもトップレベルクラスであると。今おっしゃったように、遊びとか楽しいことに使う、あるいは、ずっと動画を見ているとか、そういう利用は多いけれども、学校教育の現場等での活用が十分に進んでいないということが実態であるということです。

GIGAスクール構想については、そういう世界の後ろを追いかけているという状態を、何とか環境を整備することと、それから、自治体の体力によってやっぱり導入に差が出てきますので、そういうことを国の力で一定補助をして解決することによって、1人1台の端末をそろえ、用意ドンで、日本の国全ての学校でこういうことを大事に、新しい力を育てる事業をしてほしいということを、国のほうが示している方針だと思います。ですので、すぐには無理かもしれませんが、こういうスタイルの授業を着実に進めていくことで、これまでの課題であった部分は、徐々に解決できるのではないかと、また解決できるようにしていかなければならないと思っています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 今、参事のほうから教えていただいたそういった授業というのは、言うなれば、面白い授業ということかもしれないし、それは、ひょっとしたらソフトとカリテラシーの問題違うかなと、次第と違うかなと思わんわけでもないです。ですから、ハードで1人1台のデジタル端末を作ったところで、ひょっとしたら2台目の端末を持つだけ違うかなみたいな心配もないことはないんですけども、ただ、それでも、今の時代、時代の流れに応じて、子どもたち1人1台、持っていない子も当然いるんでしょうから、1台持たなあかと、そういう雰囲気は、確かに時代の流れとしては読み取れますし、分かりそうな気がします。

ただ、ふと冷静に立ち止まって考えてみたら、具体的に、授業でどうやって1人1台の端末使うんやろうということをあんまり分かってないということに、自分で気がつくんですよ。そこをちょっと教えてほしいんですけども。

その場合デジタル機器の活用目的というのは、1つは作業として使う、作業ツールとして使う。もう1つは情報ツールとして使う。もちろんこの2つというのは通

信技術で、一つながりのものではあるんですけども、取りあえず分けて考えさせていただいて、子どもたちが作業ツールとして、授業で言うたら、昔で言うたら、いわゆる読み書きそろばんの道具として使う場合に、どんなものがあるか教えてほしいし、また、そういう授業というのは、今後どんどん増えていくのかなということも教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（小椋慶洋君） 子どもが作業ツールとしてタブレットを使う授業の実際についてご質問いただきました。

まず、一番取りかかりやすく、子どもにとっても、教師にとっても、簡単に効果的な使用方法としては、タブレットのカメラ機能を使う授業があると思います。例えば、体育の授業で跳び箱のフォームを写真や動画に撮影する。紙のノートに書いた自分の計算式とか考え方の説明図をカメラで撮影して先生に送信すると、それがほかの子の考え方も含めて、自分のタブレットの上に全部送られてきて確認することができる。植物の観察の記録を写真つきでまとめるというようなことが考えられます。

次に、先生と生徒の間で教材のプリントデータを送受信したり、生徒同士で資料を共有したりする機能というのも便利に使えらるかと思います。先生から送信されてきたワークシートデータに、タッチペンで自分の考えを書き込んで送信すると、添削されて返ってくる。仲間と協力して複数ページにわたるプレゼンテーションの資料を作成するなどの使い方です。

このような実践は授業支援ソフトという種類のアプリケーションを利用すると比較的簡単に行うことができ、主体的・対話的で深い学び、協働的な学びを実現する手助けとなります。

また、小学校には算数、中学校には数学と英語のドリル型ソフトも導入しましたので、児童生徒一人ひとりがタブレット上で問題に答えることで、自分のペースで得意や不得意に応じて個別に学習することもできます。

こうして自学自習することで、授業中の活用はもちろん、家庭学習にも利用でき、個別最適化された学びを実現することができます。

さらに、児童生徒一人ひとりのIDとパスワードでログインすれば、自宅のコンピューターなどからもクラウド上にアクセスすることができます。ウェブ会議システムとかと併用すると、他の学校の児童や生徒と交流する授業も実現できるでしょうし、学校を欠席した児童生徒とも課題を共有し、意見交流をしたりすることも可能になります。

こういったスタイルの授業は今後どんどん増えていくことと予想されます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） 詳しく教えていただいてよく分かりました。今回、この質問を取り上げてよかったなと思っています。これだけ詳しく答弁していただけて、本当にありがたいと思っています。

その上でもうちょっと突っ込ませてほしいんですけども、今、話に出てきた、例えば、教材のプリントデータとか、あるいはドリル型ソフトとかいう話ありましたよね。そういうようなのは割とイメージしやすいですね。もう1つ、話には出なかったけど、今、デジタル教科書の導入議論みたいなものがありますよね。ああいうのも考え合わせると、例えば、教科書、副読本も含んだ教材面全体で、要するにタブレット1個あれば、便利で楽になるなあとというのは、簡単にイメージ、理解できます。実は、議会でも、今、タブレットの導入の検討をやってまして、理由は全く同じです。もう楽になるなみたいな、便利で。そんな同じ理由で検討しているんですけども。ただ、これは言うならば、読み書きという部分で、読む部分がほとんど中心ですよ。もう一方、書くという側面で、デジタル機器を使って文章を作ったり、文字入力と組み合わせていたりみたいなことは、授業の中で増えていくんでしょうか、その点を教えてください。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（小椋慶洋君） まず、デジタル教科書という話題が少し出ましたので補足させていただきたいんですが、国のほうで、学習者用のデジタル教科書の実証研究をしてくださいという授業がありますので、今年度、西大路小学校、南比都佐小学校、桜谷小学校のほうで、5、6年生の社会であるとか英語、それから、算数のデジタル教科書を、テスト版を無料で使わせてもらう授業で研究を始めているところです。

デジタル教科書にも付箋を貼って記録を残したり、線を引いたり、教科書の上にペンで落書きみたいにメモしたものが、個人個人のデジタル教科書の状態でクラウド上に残っていますので、次開いたとき、そこからまた見られるといった機能が、簡易なバージョンでもそういった機能があります。

今後、紙に置き換わってデジタルで書くことが増えていくかということですが、やはりタッチペンで書いたりするのは限界もありますので、キーボード入力とタッチペンと両方使うことになるかと思いますが、それ以上に、紙のノートに書いたものを、先ほど申し上げたように写真撮影して、あるいは、紙にまとめたものを写真撮影して、それを交流するということを、現在もう既に活発にやっておりますので、その辺は併用していく形になるかなと思います。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） 書くほうのデジタル化について、さっきも、ひょっとしたらご覧になったかもしれませんが、今年3月の新聞記事で、東大ほかの研究チームが、

紙を用いた場合とデジタル機器を用いた場合の学習効果の差みたいな、その検証結果が出たと思うんですよ。それ読んでますと、紙に文字を書くほうが短時間で記憶を定着させるし、脳で扱う情報量が多くなることで創造力につながると。創造力というのは、こっちの創造力はクリエイトのほうですけども、つながるということでした。

それと関連して、先日、今回の補正予算で上がっている授業支援ソフトですか、これについて学校教育課にお尋ねに行きましたよね。これは今回の一般質問のためじゃなしに、予算委員長として聞きにいったんですけども。そのときにいろいろ教えてもらう授業支援ソフトの機能の中で、プレゼン資料がパワーポイントよりも簡単に作れるみたいなことを聞きまして、それは仕事で使うんやったら楽で便利でいいなと思いました。

ただ、学校教育ですから、今話題に出している紙に書くという作業じゃないけども、早くて便利でないこともやっぱり必要なのかなという気がします。先ほども、ノートを使って学習することのよさみたいなこともおっしゃいましたし、そのことも含めて、授業の中でその辺のバランスというのか、そういう指標、基準みたいなものがある程度あるんでしょうか。その点について教えてほしいと思います。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（小椋慶洋君） 特段指標というものが存在するわけではなく、やはりそれは指導している学級担任、もしくは教科担当の者の采配というか裁量によるところがとても大きいと思います。デジタルの上でプレゼンを作るというお話が先ほどありましたが、カードみたいなものを、色つきのカードにタッチペンで書いたり指で書いたりする方法とソフトウェアキーボードとか、あるいは実物のキーボードで打ち込んだもので結構長編の文章も打てれば、短いタイトルのようなものも作れますし、そういったカードをばばっと作って指で線でつなぐと、それが順番にスライドショーになるんです。そこにはネット上の地図であるとかホームページの情報であるとか、自分で撮った写真とか動画とかも全部くっつけて一連の動作をしてくれるものに作れますので、そういうものを交流する。そのときには、手書きで書いたものももちろんそこに混ぜることもできますし、上手に混ぜていくということかなというふうに思います。あまりお答えになっていないかもしれませんが以上です。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 単純に伺ったのは、プレゼン資料で、昔ながらに模造紙で、みんなで大きなやつに書いてという、ああいう経験もいいん違うかなと。だから、そういうことも織り交ぜながらやっていけるといいのかなみたいな、そんな単純な素朴な疑問で聞いたんですけども。

もう1つ作業ツールとしてデジタル機器を扱う形の1つで、プログラミングで物とか作ったり動かしたりということがあると思うんです。そこにずっとつながっていくのは、先ほど、参事から教えてもらったI o Tの世界になっていくと思うんですけれども、ただ、プログラミングは、子どもたちにとって、より興味があるだろうし、面白いとは思いますが、面白いことによって、先ほど、OECDの平均以下、平均以上という話をして、学習と学習以外の差も埋められることになるのかなと思いつつも、もう1点、日野町の教育振興基本計画を見ますと、プログラミング教育で論理的思考力を育成するみたいなこと書いてあったんですよ。確かにそういうところはあるかもしれないけども、これも素朴な疑問ですよ。素朴な疑問で考えて、論理的思考を養うんやったら、作文書くほうがよっぽど身につくん違うかなという気もするんですよ。だから、そういう意味で、デジタル機器をそこにあえて使うことで、費用対効果とか時間対効果とかいうのはどうなんだろうかという疑問ですけども、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（小椋慶洋君） プログラミング学習とプログラミング的思考、論理的思考ということについてお尋ねいただきました。

プログラミング的思考を通じて論理的に考える力をつけるというのは、1つは、今議員がおっしゃいましたように、タブレットとかコンピューターを使って、ブロックみたいなものやロボットみたいなものを制御して、光センサーであるとか、音のセンサーであるとか、そういうことで組み合わせて動作をさせるというようなやり方と、画面上で、ゲームのキャラクターのようなものをこっちの意のままに、命令どおりに動かす手順とかをビジュアル的なツールを使って勉強することで、繰り返しとか条件判断とか、何回やったら次に進むとか、そういうことで世の中のいろんなツールは動いているんだなということを体験することが、パソコンを使ったプログラミングの学習になります。

ただ、これも、年中そればかりをやっているわけではありませんで、学校教育の中でごく短時間のことです。それよりも大事なことは、例えば、家庭科でお料理を作るときに、粉ふき芋を作るとしたときに、最初にまず皮をむきます。その間にこっちでお湯を沸かして、鍋を準備して、そして、これがこうなったらこうやってというふうに、何かを作るときには、レシピを考えるときには手順が要りますね。そういうことを考えること自体がプログラミング的思考であると。

今度の児童会の発表のときにこういう発表をしたい。それまでに、何月何日までにはどういうメンバーを募って、どういう計画で物事をやるとこれがうまいこと実行できるだろうかというようなことをしっかり計画を立てるのもプログラミング的思考。それは、国語の中にも算数の中にもどこにもあるので、アンプラグドという

んですが、プラグに刺さっていない、パソコンに頼らないプログラミング的思考、それをうまく併用してやりますので、コストの面では、多少の理科の教材とか購入したりしていますが、それにすごい費用をかけて、すごい膨大な時間を使っているということはございません。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） よく分かるし、そのとおりだと思いますね。日本の製造業、メーカーの強みのいわゆる段取りというやつですけど、その力を養うということなんでしょうね、論理的思考力というのは。ついでにちょっと、本当に枝葉の話で、小さな話だけ教えてほしいんですけども、今のプログラミングで、以前に西大路小学校だったと思うんですが、覚えているんですが、公開授業で何かしらプログラミングをしているのか、あるいは、ひょっとしたら設定されたコマンドを入力しているだけかもしれないんですけども、それで何か物を動かしているみたいな授業を見たことがあるんですよ。これがいわゆる今お聞きしているプログラミング教育なんですか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（小椋慶洋君） 西大路小学校など幾つかの学校には、こんなブロック上のツールを組み合わせ、先ほど申しましたように、光センサーであるとか、そういうことで判断して、状況に応じて次の動作をどうするかという教材を購入しています。理科の備品の振興の予算などで買っているんですが、それもプログラミングの一種ですし、今回、GIGAスクールのタブレットには、全部の台にスクラッチというビジュアルプログラミングツールを入れていますので、それで学習することも時々しております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） ああいう授業は、横から見てても面白そうだなと思いましたし、取りあえず、子どもたちの興味を引きそうですが、おっしゃったように、そればかりしているわけもいかんということだろうと思います。ここまで、作業ツールということでデジタル機器の使い方を聞きました。

もう一方、情報ツールということでデジタル機器の活用についてお聞きしたいと思うんですが、実際にはこちらのほうが気になる部分でして、どちらかというと今日の本題に近いということでもあります。

入り口の話として学校教育課に教えていただきたいんですが、昨年からのコロナ禍で、リモート授業の導入など、いわゆる情報ツールとしてデジタル化を使って学校教育を進めていこうみたいな、そんな考え方がなんか加速しそうな気もしているんですが、そうした中で、リモート授業について、率直なところで、教育現場で感じておられるプラス・マイナスってどんなものがあるのか教えていただきたいと思

います。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（小椋慶洋君） リモート授業の導入と教育分野での加速に対するプラス面・マイナス面ということでご質問を頂きました。

GIGAスクール対応の新しいタブレットを使うと、離れた場所においても、これまでにない新しい学習が可能になるということは、これまでから紹介していたとおりです。考えられるプラス面としては、自分が離れた場所においても学習に参加できるということなので、子どもにとっては、仲間の一員に加わることができて、自分だけ取り残されるということがなくなる、回避できる。教師にとっては、ネットを通じて課題等を送受信とかできますので、一人ひとりの学習の進み具合とかを把握して、個に応じた支援ができるということが考えられるかと思います。

一方で、リモートの授業という言葉の印象と実際にできることの間には大きなずれがあるように思います。その点で次のようなマイナスも想定されます。

1つ目は、先ほどから申し上げていますような授業支援ソフトとかを使うと、技術的には可能であっても、教師にも児童生徒のほうにも、まだまだその技術を十分活用する力、リテラシーが不足していますので、今すぐ始められるかということ、それはなかなかそういう状態ではないということ。

2つ目は、現状でできることから始めたらいいじゃないかとなりますと、教室の風景とか先生がしゃべっている様子、黒板の様子なんかの映像をインターネットで流し続けるというような方法がまず考えられるかと思います。ただ、これではあまり効果がないだろうと思われまう。

3つ目は、とにかくタブレットを家庭に持ち帰らせたらよいというわけではなくて、ふだんの家庭学習以上に、そばに保護者の方が付いていただいたりして、見守ったり励ましたりしていただかないとうまくいかないだろうということです。

このように、学校の教員が日常の授業でやっている機能が全てそのタブレットで代替できるかということ、リモートではなかなか難しく、まだまだそういうことが、ちゃんと効果のあることをしようと思うと時間がかかるかと思います。

ほかにも、セキュリティーのこととか回線使用料のこととか、そういったいろいろクリアすべき課題はたくさんあると思うので、1つずつ解決していったって、実現にこぎ着けていきたいと思っています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 大体が分かったんですが、今おっしゃった中で、教室風景や黒板の映像を流し続けるだけでは効果がないという話でしたけども、具体的にどういうことなのかもちょっと、なぜ効果がないのか教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（小椋慶洋君） 私は小学校のほうにしか勤務したことがございせんが、子どもたちが授業を受けているときの職員室というのは、もう事務職員と教頭先生と校長先生ぐらいしかいなくて、先生方もずっと出ずっぱりです。そういう状況ですので、リモートで授業を配信するために専属で誰かがプログラム、その授業の計画を立てて個別に映像を配信するとかいうことはなかなか難しいので、ずっと映しっぱなしみたいにして参加ということが、まず考えられるかなということです。

これであまり効果が得られないだろうというのは、教員は、一斉授業のときとかグループで学習させているとき、やっぱり子どもたちの小さなつぶやきであるとか、一人ひとりの表情であるとか姿勢であるとか、そういうことをつぶさに観察しながら、どうやったら興味を持ってくれるだろう、あ、意欲が停滞し始めたなとか、ここは食いついてきてくれたなとか、そういう手応えを感じながら授業するんですが、なかなかずっと見てもらっていても、向こうでどんなふうに見てくれているかということがこちらで把握できないと、授業としての成立は難しいかなと思います。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） そういうふうに聞くとよく分かります。大体人間の生の視野って、左右合わせたら200度ぐらいありますからね。リモート画面というのは、その4分の1か5分の1を切り取って見ているだけですから、それを両方が見ている、その切り取った画面を見ているわけやから、なかなかその双方向の反応が難しいというのはそうかもしれないと思います。

その関連で同じようなことを聞くんですが、GIGAスクール構想では、これは国の文科省の言い方でしょうけども、1人1台端末で多様な意見や考えに触れるメリットみたいなことも言っているんですが、でも、実際の現実社会というのは、インターネットのタコつぼ化みたいなこともありますよね。タコつぼ化と言われるように、ネット情報というのは狭く深く集まってくる、どうしてもそういう傾向があると思うんです。教育現場に集まってくる情報自体も、ひょっとしたらある程度タコつぼの中に入っているのかもしれないという心配もあるんですが、そこにデジタル化を持ち込んで、いわゆる情報ツールを持ち込んだとしても、タコつぼをさらに深く掘って深くしていくだけか、あるいは、多分ほとんど見ることがない別のタコつぼを作るだけかというような心配があるんですが、その点は解消されるんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） ソーシャルメディアの功罪について、どのように評価しているのかという点でご質問を頂きました。

SNSの功、つまりメリットとして、まず、家族や友人に加え、知らない人とも

交流を持つことができ、様々な方面から多くの最新情報を入手できるということが挙げられると思います。テレビのように一方的に送られてくる情報に頼るのではなくて、自分から情報にアクセスし、いち早く受信できるということも強みではないかなと考えます。

また、自分の興味や関心を公表したり、よそから入手した情報を拡散したりすることで、仲間や同志を募ったりすることもできます。

このように、正しく活用することで、社会との接点を持ち、孤立を防ぐ、そんな効果もあります。

一方、罪、デメリットとしては、まず、スマートフォンなどへの依存が高まり、視力の低下や睡眠障害など、健康を損ねるおそれがあることが挙げられます。また、SNSへの何気ない投稿から、自分自身や他人の個人情報を流出させてしまったりする危険も潜んでいると言えます。

さらに、子どもたちの間で特に問題となるのは、特定の誰かを仲間外れにしたり、悪口を書き込んだりといったいじめが起こりやすいということです。実際、最近のいじめの事案は、その多くが学校外で、しかもSNS上でのやり取りが関係しているというものが大変増えていると思われます。これからの時代、SNSは社会のインフラとして、ある意味必要不可欠なものとなっています。ですから、安易に禁止したり、遠ざけたりすればよいという問題ではなく、いかにうまく付き合っていくかということを、大人も子どももしっかりと学んでいくことが大切であると考えています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 今、教育長から答えていただきましたように、インターネットのタコつぼ化が一番はっきり顕著に現れているのが、いわゆるソーシャルメディア。ソーシャルメディアの何らかの一部でSNSが含まれると思うんですけども、一緒に捉えてもいいと思うんですが、今おっしゃったようなことが大体世間でも言われているし、ただ、おっしゃらなかったことも含めて聞きたいんですが、ソーシャルメディアの話に移りますけど、ソーシャルメディアから得られる知見・知識がタコつぼ化する要因の1つに、マーケティングにおけるDX、日野町も取り入れてはりますデジタルトランスフォーメーションですけども、の効果があるという話がありますね。その効果が。具体的にはどういうことかということ、何かしら興味や関心のあるコンテンツを見ると、それに併せて、いわゆるお薦めみたいな、お薦めのコンテンツが次から次から出てきますよね。これがすごく分かりやすい例で、DXの成功例というふうに言われたりもするんですが、商業的な成功だけやったらそれでいいんですけども、これが思想とか理念とかという部分に使われると、見たいものだけ見る世界にだんだん落ち込んでいくということがあって、それが結果として、

扇動とか洗脳とかいうことに結びついているのは、今の世の中、世界中で起こっていることですね。

学校教育の中で、見たいものだけを見るという偏りをなくす、そういう工夫って教育の中で何かあるんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（小椋慶洋君） 今ご質問いただきました、見たいものだけ見る、偏ってしまうということですが、おっしゃるように、ネット上でショッピングすると、そのことに関するメールがどんどん来る。次もお薦めのものが同じように来るということは、きっと子どもたちも日常的にもう既に経験しているでしょうし、むしろまれている部分もあるかと思います。また、SNSの上でも、気の合う仲間とだけ交流をしていたら、それが全てのように思ってしまうところがございます。ですから、学校の中ではいろいろな考え方に触れて、1つの考え方だけが正しいのではないかもしれないよ。いろいろなところから情報を手に入れて、それを吟味して、どれがこの場所にふさわしい情報かということを取捨選択して、また自分の発表の材料にするとか、そういったことを、いろいろな教科の中で、先ほど申し上げたようなプレゼンテーションで発表するようなときとか、そういう機会に経験させるということもしますし、また、個別にスマートフォン等の扱い方についての時間や学習の機会を設けたときにも、そういった指導をするようにしています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 子どもたちにはそういった教育をしていただくということで、それ以前にまず問題はね。これ、教育長に考え方を伺いたいんですけどね。それ以前にまず大きな問題は、大人の世代が既にもう偏った情報の中で日常を過ごしているんですよね。背景の1つ、例で言えば、本来は多様な情報をできる限り客観的に提供しているはずのマスメディアが、もう既にその情報がタコつぼ化現象している、起こっているというようなことがあって、具体的に言うたら、日常テレビから偏った情報がどんどん垂れ流れてくるというような世の中で、そんな世の中にいる大人の世代というのは、家庭で言えば親ですし、学校でいえば教師ということになりますが、先生ということでありますが、子どもたちに教育する前に、大人の教育訓練、タコつぼから脱却する訓練みたいな、こういうことについてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 今ご指摘いただきましたように、大人にどういうふうアクションを起こしていくのかということについても、大変大きな課題だなということでは受け止めをしています。例えば、SNSに関して、学校のほうで指導するような場面も往々にしてあるんですけども、具体的には使い方のマナーをするとか、そ

こに対していろいろとフィルタリングをかけていくということについても、そういった学習内容を保護者のほうに伝えていくということも、学校教育の中ではしているところでございます。

ただ、それについては、社会教育全体の課題でもあるんじゃないかなということ、現代的な課題として受け止めていく必要があるんじゃないかなと考えています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） デジタル化が進むスピード、どんどんスピードアップしていますが、それに合わせてというか、それ以上に想像力を養うスピードを上げることが大事かどうかと、私は思っているんです。ここでいう想像力というのは、今やり取りさせていただいたように、小さくても別の世界があるだろうし、それから見たくなくても別の世界がある。情報で、デジタル化によってその別の世界から見られているし、また、別の社会を見にいくことができるみたいなことを常に意識できる能力みたいなものですかね。別の例えで言うと、もうちょっと分かりやすい例えで言うと、「風が吹くと桶屋がもうかる」ということわざありますが、そのことまで瞬時につなげてしまうのがデジタル化社会だというふうに考えるなら、人間の想像力は到底そこに及ばないからそういうことわざがあるんですよね。でも、桶屋がもうかるところまで少しでも想像を近づけるというところが、そのデジタル化社会の中でのリスクを減らす必須条件ではないかなと思っています。

その前提でこの1問目の最後に教育長にお聞きするんですが、ネット社会が人間の賢さをもう既に超えているということがあったとしても、人間の想像力をできる限りそこに近づけることが、デジタル化進展の中での学校教育の役割ではないかというふうに思っているんですが、教育長の見解を教えてください。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） デジタル化のスピードと人間の想像力、学校教育の役割についてご質問を頂きました。

情報過多の現代に生きていくと、人間は五感が鈍くなっていきます。自分から情報を得ようとしなくても、日々の生活の中で、あふれるほどの情報を得られるからです。そこで、私たちにとって、情報のインプット端末となっている五感を鈍らせないことが大切で、日頃から五感を磨く努力をしていくことが重要だと考えます。うれしい、楽しい、おいしい、悲しい、つらい、痛いといった様々な感情は、視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚という五感で受けた刺激が脳に伝えられて起こるものです。ですから、五感が鈍ると感情が薄れて、他人の喜びや悲しみといった感情にも鈍感になっていくと考えます。五感を磨いていくためには、感じることを意識して、想像力を豊かにしていくことが大切だと思います。自分の身の回りだけではなく、外の世界へのアンテナを高くして生活するということも大切になってくると思い

ます。そして、自分自身で体験して、見て、触って、感じて知識にするということ
を学校教育の中で心がけていく必要があると考えています。

スピードに追われるのではなくて、じっくり構えて、本物の体験を積み重ねてい
くということの大切さを見直していく必要があると思います。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） おおむね共感させていただきますし、納得もしました。ただ、
五感を磨いて感じるということは根本の 1 つだというのは理解できるんですが、そ
こでちょっと感覚を間違えて、五感が主観に向かってしまうと、また、別のタコつ
ぼを作ってしまうので、その辺は逆効果になることに気をつけていただければと思
います。

これ以上質問はしませんが、最後に感想含みでお願い申し上げて 1 問目は終わる
んですが、人間の思考の成長過程で最も大事な 1 つは、物事の前後左右に存在する
多様な情報を収集して、個々の情報の大小、遠近、あるいは因果関係みたいなもの
を整理し、そこから最適解を導き出す。つまりは、先ほども少し触れました教育振
興基本計画にも書かれている論理的思考、ロジカルシンキングを身につけ養うこと
だと思うんです。

ところが、最初に申し上げましたソサエティ 5.0 の思想を短絡的に理解してしま
うと、つまり、想像力を持たないで読んでしまうということなんですが、その最も
大事な部分を AI に任せたらええやんみたいな誤解をしてしまいそうな危うさが、
今あるんですよね、世の中には。

したがって、国が進める、今教育長がおっしゃっていただいたように、スピード
重視じゃなしに、デジタル化に流されるだけではなくて、日野町は問題意識を持っ
て学校教育に臨んでいただき、社会の変化の中で、学校教育を通じて、どのような
人づくりを目指すのか。そうした点は、実は総合計画にも教育振興基本計画にもは
っきりと今のところは書いていないんですよ。書いてないんだけど、何かの機会
を捉えてそういう方針も、今の世の中ですから、出していただければいいなと感じ
ていますので、そのようなことを期待して、1 問目の質問を終わります。

では 2 問目に移ります。2 問目は、地区公民館の制度に関するもので、こちらは
同じ教育委員会部局の話なんですが、1 問目と違いまして、私自身が十数年間実体
験で関わってきたことです。

今年度からスタートした第 6 次日野町総合計画の中で、「公民館を中心とした社
会活動への参画と地域づくり」という計画が書いてあって、その中で、地域コミュ
ニティーの拠点づくりや公民館単位の地域づくりに取り組むとしています。

それが実現すれば、日野町らしい進取のまちづくりの事例になりそうな気はする
んですが、そのためには、まず先に、今の土台となる地区公民館の制度上の未整理

部分とか不備の部分、足りない部分、そういう問題を解決しておかなあかんやろな
ということははっきりしています、私の実体験上。

そのことはもう十数年ずっと言ってきた、最初は地域づくり委員会の立場で言いましたし、途中は区長会の立場でも言いましたし、議員になってからこの6年間は議員の立場で言っているんですが、その都度スルーされて今に至るところなんです、今年度からの新たな総合計画のスタートに加えて、昨年からの町政に関していろんな変化が見られますよね、いろいろチャレンジングな変化が見られるんですけども、そういう変化が見られる今であるなら、ひょっとしたらきちんと対応していただけるの違うかなと思って、今回期待を込めて、最後のお願いのつもりで一問一答に、一般質問に取り上げることにしました。逆に言えば、この機会に対応がなければ、この先も問題解決が図られんと、総合計画に書かれているような取組というのは、まず到底実現せえへんやろなあとと思っています。

なお、本当にお願いしたいことが1点に尽きるんです、この質問で。1点に尽きるので分割方式でもよかったんですけども、問題点を1個ずつパースで分解して積み上げていきたいので一問一答方式にしました。また、質問は全て生涯学習課にさせていただきますので、あらかじめご了解ください。

最初に、総論として、地区公民館の事業運営には、公民館長とか公民館主事さん、そういう公民館職員がいらっしゃって、そして、公民館の中には公民館運営委員会、公民館実行委員会がありますよね、委員会があります。そしてさらに、公民館の外にはという言い方は正しいのかな、補助金の交付先として社会教育団体、多くは公民館運営協議会という形で設立されているんですが、そういうものがあります。そうした幾つかの登場人物、団体がある中で、公民館としての事業運営を進めていくときに、それぞれその登場人物、団体がどういう関連で動いているのか、その当事者にどういう説明をされているのか、まずその辺を確認させてください。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 地区公民館制度につきまして、山田議員からご質問を頂きました。

まず、公民館の館長はじめ主事等の職員につきましては、日野町公民館設置条例第3条の規定に基づき置くこととなっております。また、日野町立公民館の管理運営に関する規則によりまして、各公民館の運営委員会は、公民館の事業の企画、実施につき調査審議を行い、実行委員は公民館職員と協力して事業の推進に当たると、このようになってございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） それでは、1つつ分解して伺っていきます。

地区公民館の事業経費ですが、一般会計の予算決算上では、公民館活動事業補助

金という形で計上されています。全額計上されています、事業費は。ということは、人件費と施設管理費は別にして、それは除いて、公民館事業費は全部が民間補助対象団体への外部移転費用という解釈でよろしいですね。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 公民館の管理運営に係る予算につきましては、日野町地区社会教育活動補助金交付要綱の規定に定める公民館運営協議会、または公民館運営委員会を補助対象といたしまして、7地区それぞれに、先ほど議員おっしゃいましたように、一般会計の教育費の中から公民館運営事業の補助金という形で、支出をさせていただいております。

ただ、公民館は、社会教育法24条の規定により設置してございまして、補助金につきましては、公民館における日野町住民の実際生活に即する教育、学術、文化、産業、生産に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするという公民館の規則に基づいて、公民館において実施される地域の社会教育活動に対して補助をさせていただいていると、こういうものでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） お聞きしたことにクリアにお答えいただいたわけではないんですが、最後のほうの地域の社会教育活動に補助をするというその言葉で、これはやっぱり外に出している予算やと、そういう理解でいいのかなと思います。

今ご答弁の中でおっしゃっていただいた、運営協議会および公民館運営委員会とおっしゃいましたが、公民館運営委員会、これは必佐地区の話でしょうか、そこを確認させてください。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 先ほど、補助対象団体といたしまして、地区の公民館運営協議会または公民館運営委員会という形で申し上げました。議員おっしゃるとおり、運営委員会につきましては、必佐地区がそういう名称を取っているということでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 性格的には、ほかの6地区と同じく運営協議会というような性格のもんだろうかと、名称が運営委員会という名称なんだろうかと理解しても、一くくりで運営協議会と、ややこしいから、これ以降、そんな言い方をしますけどもご了解ください。

それで、今補助対象になっている運営協議会ですが、どういう人たちで構成されているのでしょうか、地区によって異なると思うんですけども、あらましで結構ですので教えていただければと思います。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 一括してという形で各地区の運営協議会の組織について、どういうものかと、構成の構成員はどのような形になっているかというご質問でございます。

この運営協議会につきましては、議員ご承知のとおり、公民館の体制を、平成19年から地区に、地域の実勢を生かした体制ですということのために、組織を地域にお願いした部分もあって、地域の運営主体として設置されているというものでございます。地域の状況に応じて様々違うというところは議員のご指摘のとおりでございます。各地区の区長代表さん、各種団体の長の方々、それから各地区の小学校の代表の方など、地域の実態に応じて、地区の社会教育活動をうまく機能させるために、委員を地区ごとに選出いただいて組織していただいているものと理解しております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 先ほどご答弁の最初に、日野町地区社会教育活動補助金交付要綱を教えてくださいました。それも、私も見ているんですけども、そこに書いてるのは、地区公民館において社会教育関係団体が行う地区社会教育活動が補助対象と、そこに補助するというふうになっているということは、運営協議会が、いわゆる事業主体ということになろうかと思うんですが、実際に運営協議会が主体的に公民館事業を企画して、実際、実施してはるという例はどれぐらいあるんですか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 運営協議会がどれぐらい各地区の中で、公民館活動を主とした社会教育活動の運営の主体になっておられるかということでございます。ここの部分につきましても、議員ご存じのとおり、地区ごとのバランスといいますか、割合というのはかなり違うところでございまして、その審議のみをされているところもあれば、一定の実行という形で、少し入っていただいているところもあるかなというふうには考えておりますが、どちらかというと、実行部隊というよりは、その運営等についてご審議いただくというところがメインになっていると理解しております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） そういことですね。運営協議会はもともとその何かこう動くためにつくったものではないですので、多分、実際には、事業そのもので動いていないということが大体の傾向だろうと思います。

次に、運営委員会なり実行委員会、ここで言う必佐は除いてくださいね。必佐の場合、運営審議会っていつているんですかね、ひょっとしたら。それも含めて後で教えてほしいんですけども、地区公民館には公民館運営委員会と公民館実行委員会

が設置されていますよね。必佐の場合、ひょっとしたら、それが運営審議会という名前になってるのかどうか知らないんですけども、そういった組織は、教育委員会が定めた日野町立公民館の管理運営に関する規則が根拠で、それに基づいて設置されているということによろしいですね。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 議員おっしゃるように、必佐を除いてということですけども、名称のみの形で申し上げますと、運営委員会と実行委員会につきましては、教育委員会規則でございます日野町立公民館の管理運営に関する規則の規定に基づいて設置された組織ということでございます。

なお、必佐地区につきましては、運営協議会という名前はなっていると聞いてございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） 運営協議会、要は名前がテレコなんですね、ほかと。そうなんですか、初めて知りました。ややこしいから、官民で言うたら、民のほうは運営協議会、官のほう、これ聞くんですけども、運営委員会ということでひっくるめてまとめさせていただいて以降の質問しますが、今おっしゃっていただいたとおりならば、いわゆる運営委員会、それから実行委員会、これは町の規則で設置されているので、町行政の附属機関と、こういう解釈でいいんですね。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 規則等に基づく形でございますので、議員おっしゃるような形であるかと思いますが、日野町の公民館組織につきましては、長年の公民館活動、住民を主体とした公民館活動というものが長らく日野町の昭和の合併のとき以来ずっと続いてきた活動の一環でされてこられていますので、その中では、地域の中で、一定地域活動の一環として進めていただいている部分もその中には含まれているのは一部あると思います。

ただ、議員おっしゃるような組織的な関係で申し上げますと、おっしゃるとおりだということになります。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） 実態が曖昧やというのは、この話の基部の部分ではあるんですけども、法律的に解釈して官か民といえ、官の側の附属機関ですよ。ということで、ここははっきりしておきたいと思います。

その公民館運営委員会というのは、どういう人たちで構成されているんですか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 運営委員会のほうでございます、規則に基づく形でさせていただいておりますが、こちらにつきましては、各地区の区長さん、公民館を

利用されます各種のサークルの代表の方、それから各種、今ではどうかと思います
が、社会教育活動をされています団体の代表の方々が、こちらの構成員となってお
られると聞いております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） 要は、先ほどの運営協議会とよく似たメンバー構成やというこ
となんでしょうね。その運営委員会ですけど、同じく町の規則、管理規則を読んで
いますと、運営委員会は公民館事業の企画や実施につき調査審議するとなってます
よね。じゃ、運営協議会の事業を調査審議できるんですか、運営委員会が。事業を
しているのは、事業主体は運営協議会ですよ。その事業に対して、行政の附属機
関の運営委員会が調査審議できるのですか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 運営委員会につきましては、今申し上げました、規則
に基づいて設置されているというところでございまして、地域の公民館活動を主と
して、活動についてご審議といいますか、ご意見を頂いているという団体というふ
うに考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） 困っていただくことが目的ではないですので、そこら辺は軽く
さらっといきたいと思います。そこら辺ははっきりしていないということなんです
けども。もう 1 つ、今度は実行委員会、公民館実行委員会についてお聞きします。
これも同じ規則上では文字どおり公民館事業を実施するということで設置されて
いると思うんですが、全て公民館事業は実行委員会がやっているというわけではな
いにしても、それでも、ほとんどの多くの事業を主体的にやっているのが実行委員
会と、そういう理解でよろしいですか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 実行委員会が実施しています公民館事業についてとい
うところでございますけれども、特に、地区を代表する町民運動会ですとか文化祭、
こういった広く多くの住民を対象とした事業の実施に対して、実行委員の皆さんは
活動いただいております。公民館では、そのほかにもセミナーですとか、各種の講
演会ですとか、こういった形のものも多数実施させていただいておりますので、こ
ちらにつきましては、各公民館の職員が中心となりまして、その事業に関係する団
体の方々などのご協力を頂くとか、それから講演などについてご協力いただけるボ
ランティアの方々の方々の力を得ながら活動を進めていると、こういうところでござい
ます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） 今、吉澤課長がおっしゃっていただいたように、教養講座まで

実行委員会が関わっているわけではないですよ、現実ですね。実行委員会と言いな
がら関わってない部分もあるんだけど、おっしゃったように文化祭とか運動会み
たいな大がかりなものは大体実行委員会でやっているというその実態を踏まえる
と、先ほどの運営協議会が事業主体、これ名目上の事業主体ということでしょう
ば、もう1つ実態上の事業主体が存在していて、前者は、地域の住民団体、これも
さっきから言っている法的に官か民かで言えば、民の側の団体ですよ。後者は、
これもさっき確認させていただきました、行政の附属機関、官の側の団体ですよ、
組織ですよ。が、存在していて、この両者がどう関係しているのか、今現在何も
示しているものはないと思います。さらには公民館、行政側の、昨年度から会計年
度任用職員になりましたが、公民館長とか主事とか、そういういわゆる公民館職員
がいっぱいいますが、その公民館職員と運営協議会、民間団体ですよ、それがど
ういう位置関係を示すのか、それも多分示しているものはないと思うんですよ。

その上でお尋ねなんです、このような体制で第6次総合計画に掲げているよう
な地域コミュニティの拠点づくりとか、公民館単位の地域づくりとか、それに取
り組もうとしたら、どこの誰から取組がスタートして、どこがどんな役割を担って、
それぞれどんな連携をするのかという説明ができますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 今回、この4月から、第6次日野町総合計画がスター
トしたという中でございます。議員おっしゃるとおり、その中では、30番の進取の
まちづくりの中で、公民館を中心とした社会活動への参画と地域づくり、住民の自
治活動の活性化と、こういった中で、公民館活動を活性化していこうと、こういっ
たところを上げさせていただいて、総合計画を進めさせていただきたいと、このよ
うに考えているところでございます。

ここにつきましては、おっしゃるように、公民館だけで何かができるかという
と、社会教育の場である公民館だけで何ができるかということはあるかと思いま
す。まずもって、住民の方々の地域に対する愛着であるとか、こういったものが、各
種の団体からいろんな課題を出されて、それをどのように解決していこうか、地域
の中で解決していこうかということを考えていただく中で、いろんな団体がネットワ
ークといいます、協力しながら進めていくことが大事なかと考えておりました、そ
のことで、どこが発端になってやっていくかということは、なかなか地域によっ
ては言いにくい部分があるのかなと思っておりますが、そのフィールドとして、公
民館を上手に使っていただいて、いろんな方が集っていただくことが必要ではな
いかなと感じております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 住民の方々の動き出し、建前そのとおりなんです。そのとお

りなんやけど、多分現状、実態はどこからも動き出すことはないだろうし、恐らく動ける体制でもないというふうに思います。具体的に言うと、総合計画には地域、コミュニティー地域づくりって、地域地域と出てきますよね。その言葉のとおり地域主体の取組ということが本当は主体なんでしょうけども、その公民館に関して、地域を代表する当事者の運営協議会は、これさっきやり取りさせてもらいましたよね。もともと自ら動くための、活動するための組織としてできてないんですよ、そもそめ。一方、公民館職員とか運営委員会、実行委員会の側から見れば、何か新しいこと、仮に踏み出そうとしても、考えようとしても、その予算というのは人の財布に入っているお金ですよ、補助金という形で。これが、去年までやってきたことやから今年もやるからということで慣例的に使っていくんやったら、今までもそういうやり方をしてきたからいいのかもしれないのやけども、何か新しい取組に予算使いますという場合に、例えば、公民館職員側から、あるいは運営委員会、実行委員会側から、人の財布の金を勝手に考えていいのかとかと、勝手に使っているのかということがあって、その仕組みもないんですよ。使える、考える。しかも加えて言うと、その実行委員会、実態の実行部隊ですけども、実行委員会は、人口減少とかいろんな理由でも次第に負担感が増えていますよね。長くて2年交代、1年の場合もありますけども、その間だけで、去年もしたことを今年もせんなんということも、多分それで精いっぱいです、実際には。そこに何か新しい取組に腰を据えてやっていこうかなんてなかなか期待できないという、それが多分実態です。ただ結局どこから動かない。何もできない。なぜこんなばらばらの制度になってしまったのかなあと。背景、経緯なんですけども、多分ご存じでしょうけども、一応念のため聞いておきます。なぜ、こんなばらばらの制度になったんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ばらばらの制度になったという認識というのは、町としては持っていないというふうには思っております。公民館の補助金を各地区の運営協議会のほうに支出させていただいて、各団体の中で、地区ごとの特色を生かしてやっていただいているという認識でございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） ばらばらとの認識は持っていないということですから、逆に私のほうから説明させていただきます。少し長くなるけどご容赦ください。

日野町では17年前に、前町長が就任のときですけども、行政改革に着手されましたよね。そのときに策定された行政改革大綱の中に、公民館を拠点にした地域のまちづくりや課題解決に取り組むため、地域に根差した公民館運営ができる体制を検討するということが書かれていました。まるで今の第6次総合計画にも書かれている同じようなことなんですけど、書かれていました。それで当時の役場、執行側は、

その方針に従って公民館職員の人件費だけじゃなしに、事業費も全部外出しにして地域に任せようということで、全部外出しにしたという経緯がありましたね。で、その補助金の交付先でどうしようかという議論があったみたいで、当時の課長、参事と私もいろいろやり取りしたんですけども、実際、運営委員会や候補に上がったんです。けども、先ほど確認させてもらったように、運営委員会は行政の附属機関やから、そのままやったら行政が行政に補助金を出すみたいなことになって、それは具合悪いやろうということで、というよりも、もっとついでに言うくと、それまで平成18年度まで運営委員会に補助金出たんですよね、18年度までは。言うならば、役場の裏会計みたいなものが公然と実際には存在していたんですけども、さすがにそれはまずいということが、そのとき気がついたん違いますかね。それで、運営委員会を運営協議会という名前に変えて、民間団体みたいな名前に変えて、それで組織変更して、そこも補助対象としたという経緯です。ただ、その後、運営委員会は別の事情で復活していますけどもね。

ところがそのときに、お金を外に出すだけで、実施体制を外に出すということまでは、言うなれば、管理運営規則の改正にまでは考えが至らなかったということがあったかと思います。というよりも、もともと教育委員会部局は、行政内部と、それから外部の仕分けの感覚ってちょっと曖昧なところが幾つもあるんですよ。今までそういうところが幾つも見てきましたが。それがよく言えば柔軟なところでもいいところもあるんですよ。いいところでもあるんですが、日野町の教育委員会の独特の風土の中で、外に出した補助金を行政機関が使ってもええん違うかというような安直な気持ちがあったのかもしれない。で、そうなったのかもしれないと思っております。結果的にあんなこんなで、そういうばらばらの制度ができて、それが今に至って残っているということなんですけど、今の説明で間違っているところ、足りないところあれば、どうぞご指摘ください。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 今、議員、これまでの経過の中でいろいろご指摘を頂きました。

確かに平成19年、その以前から少し検討された中で、平成19年に公民館における地域の自主性を生かした体制という中で、公民館体制を地域雇用にするということも含めて、地域社会教育活動の発展のため、その活動の運営主体を地域にお任せしたいと、こういうふうな経過がございました。

このことにつきましては、それ以前の中で、公民館活動というのが地域の自発的な公民館活動が起こった中で、町立の公民館活動のための経費をそれぞれの地域の中でもいろいろをされてきたということがございまして、公民館を単位とした社会教育活動を一層進めていただくという中で、各地区の運営協議会が設立をされた

という経緯であるというところでございます。このことのよしあしは別といたしまして、現時点においても、その活動として、各地域の中で一定慣行の部分もございますけれども、各地区の特色を生かして、その活動を進めていただいているものと認識しております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） 地域の特色を生かしてということは非常に苦しい、そう言わざるを得ないところは理解しながら、最後の質問になるんですが、私は、基本的には制度施策の柔軟な解釈はいいと思っているんですよ。別に何も堅いこと言わなくてもね。特に新しいことチャレンジしようと思ったら柔軟な発想って絶対要りますよね。そういう仕事を私もやってきましたし。ただ、今、公民館の制度を柔軟に運用しているというのは、逆にそのために新しいことが何もでけへんみたいなの、そんな本末転倒の状態になってるんです。これはどうかなというふうに思います。実際に、公民館を地域づくりの拠点にしようという考えは、もう既に15年前の自律のまちづくり計画に書かれていましたよね。そのために補助金を外出ししたということもあったかと思うんですが、結局、制度設計が十分でなかったために何も実現せんかった。さらに、第5次総合計画の中間評価でも、公民館の重要性が出ていましたよね。多少役場内部のこと、体制をいじらしたけども、結局何も起こらなかった。

今回も第6次計画に書かれたような取組に着手しようとしても、どこが主体となって何をするのかははっきりしない。この現行制度の上では恐らく何も動かないだろうということは簡単に想像できます。最低限そのことは理解してもらえますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 課題が幾つかあるというふうなご指摘については、確かに、各地区の公民館活動を含めた社会教育活動、地域活動の中で、一定今後進めていくための部分が当然あるものというふうには理解しております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） もう1つ、どこが何をするのかというのを設計していく場合に、行政寄りで物を考えるのか、地域よりで考えるのか、あるいは両者が分担と連携で並立するような制度にするか。多分、それぞれ一長一短あって、一番そこが難しい大事な部分やと思うんですよ。そこをこれまで一つも考えたことがないんですよね。それをほんまにやろうと思ったら、現状の把握と問題点の整理、そして課題の抽出、それから合意形成から共通認識づくりまで、1個ずつ本当は積み上げていかなあかんはずですよ。その点も理解してもらえますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） おっしゃるように、課題解決のためにはいろいろなス

テップが必要かということを理解させていただいています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） その上で最初に申し上げた、今回の一般質問を通じてお願いしたいという話をするんですが、新しい取組が動かない理由というのは、今、根本中の根本の話をしたんですが、それ以外にも幾つか理由が考えられます。本来はそんな単純なものではなしに、幾つかのほかの理由も含めて複合的に絡み合っただけで動かないという現状があると思うんですが、それにもかかわらず、持続可能な地域づくりの拠点として地区公民館を機能していかそうと思ったら、現行制度の不備を補いながら、どのように見直しをするのがよいのか。実は日野公民館をモデルにして、まずは現状での問題点の把握や分析あたりから、ちょっと検討してみようかということで、話を合っているところなんですよ、関係者当事者で。

で、お願いしたい1点というのは、そういう話し合い・検討の場にぜひ生涯学習課も協力してほしいと思っているのですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 第6次日野町総合計画に、公民館を拠点としたコミュニティの活性化といったものを掲げております。これにつきましては、総合計画の議論の中で、いろいろ教育委員会内などと、それから企画部門ともいろいろ協議をさせていただいたところでございます。

これからは、公民館という社会教育施設という枠にとらわれず、まちづくりの視点を入れて、いろんなことを考えて進めていかなければならないと考えておりますので、現状における課題の把握を地域の皆さんと共に解決していくことが重要ではないかと考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8 番（山田人志君） ぜひ、そのようにご協力をよろしくお願いしたいと思います。もう質問はしませんが、最後にちょっと余分なことを言って終わります。

私は地区公民館制度の整理、見直しについて、動きが鈍かった理由、幾つかあると申し上げましたが、そのうちの1つに、町政の中での生涯学習課特有のポジションみたいなものがあるのかなあと、ずっと感じてきたんですよ。というのは、教育委員会部局の仕事では、ほとんどの関心は学校教育のほうに向きますよね。これは仕方がない。その一方で社会教育への関心はそれほど高くはない。他方で、公民館から入ってくる窓口の話題というのは、町長部局に関わる話が多いですよ、圧倒的に。例えば、福祉の話、防災・防犯の話とかという話、そういう独特のポジションが生涯学習課かなというふうに見てきて、その中で、どちらにどういう話を伝えていったらいいのか、聞いていたらいいのか、町長の顔を気になるしみたいところで、結局何も変えられない、何も動かないという様子をこれまでずっと見てき

た気がします。

本当は歴代の課長さんね、行動力のある人も発言力になるとたくさんいらっしやったのに、生涯学習課長のポストに行くとなるとみんな何かこう静かになってしまうみたいなところをずっと見てきまして、ある意味、気の毒やなというところも見てきたりしたんですけども。

しかし、この質問の最初に、今は様々な変化が見られるということをお話しましたよね。町政の中でこれまで見られなかったチャレンジングの取組がいろいろ見られます。わたむき交通プロジェクトですか、いわゆる部局を横串刺して動いているようなこともありますし、あんなことを見ていたら、このタイミング、その機会にね、その1つで公民館の地域拠点プロジェクトみたいなものも、仮称ですが、ぜひ考えていただき、そのために、まずは、その土台となる地区公民館制度の整理と見直し、動ける制度に目を向けていただくようお願いして、今回の私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は2時45分から再開いたします。

－休憩 14時26分－

－再開 14時45分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を許可いたします。

次に、12番、西澤正治君。

12番（西澤正治君） それでは、通告に従いまして、一括で質問をさせていただきます。避難情報と災害防止ということで、ひとつお願いいたします。

本年は早くも、この5月16日に、近畿地方の梅雨入りが発表されました。例年より3週間近く早くなっております。異常気象が現実味になってきたようにも思われます。

そのような中、5月20日から、災害時に自治体が発表する避難情報が変更されました。新たな避難情報が運用されました。警戒レベル4で、「避難勧告」「避難指示（緊急）」から「避難指示」に一本化され、警戒レベル3では、高齢者がいち早く安全な場所へ避難するように「避難準備・高齢者等避難開始」から「高齢者等避難」に名称が変更され、本当に分かりやすくなりました。

折しも5月20日夜半より21日早朝にかけて、県内に大雨警報が発表され、日野町内の河川も増水し、災害が出るかと心配したところでもございます。昨年度は、町では、防災情報伝達システムが整備され、いち早く情報が伝達できるようになり、安堵いたしました。梅雨末期には、全国、毎年各地で土砂災害や河川の氾濫など、大きな被害が出ています。災害が起こらないように願いたいものですが、そこでお

伺いたいします。

1つ、新たな避難情報の運用について、住民の皆さんにどのような手段で伝達、周知されるか伺いたいと思います。

2つ目に、河川に繁茂する雑木や竹など、ごみや流木が引っかかり流れが悪くなります。増水や氾濫などの原因にもなり大きな影響が出ます。以前は、日野川においても、砂利の採取などで河床が出ており、子どもたちの水遊びの場でもありました。今では、御代参橋下流においても見る影もございません。

昨年は、鎌掛南砂川で雑木除去をしていただき、本当に流れもよくなり、日野川においても、河川で遊べるような場所にしてもらえたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか、伺いたいします。

議長（杉浦和人君） 12番、西澤正治君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、住民の皆さんへの避難情報の伝達などについてご質問を頂きました。

まず、1点目の避難情報の伝達方法でございますが、あらかじめ定めております各地区担当職員から対象となる地区の区長様への連絡、ホームページ、「日野め〜る」、携帯会社の緊急速報メールおよびNHKテレビデータ放送などの従来からあります伝達方法に加え、4月から運用を開始しました防災情報伝達システムである防災行政無線の屋外拡声子局、様々な防災情報が入手できる防災アプリ、戸別受信機などの多様な方法により、住民の皆様へ伝達をしてみたいと考えております。

次に、新たな避難情報の周知でございますが、5月20日の法改正の施行などに併せまして、ホームページ、防災アプリおよび「日野め〜る」にて周知を行ったところです。

また、それらに加えて、防災マップの更新を行うとともに、新たな避難情報も掲載した総合防災マップを全戸に配布することや広報紙へ掲載し、さらなる周知を図りたいと考えております。

次に、2点目の日野川の維持管理についてのご質問ですが、管理については、河川管理者である滋賀県において河川巡視を行い、必要に応じて浚渫や竹木伐採を順次実施していただいているところです。

また、令和2年度から、緊急浚渫推進事業債の活用による維持管理も実施されており、当町においては、令和5年から6年にかけて、別所、中山、十禅師地先にて河川内の伐採等を計画いただいています。

今後も水害への備えとともに、美しい河川環境が維持されるよう継続して県に要望をまいります。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

12番（西澤正治君） ただいま丁寧なご説明を頂きまして、本当にありがとうございます。昨年度は本当に防災無線、また携帯の「日野め〜る」、それから防災ラジオ、いろいろ整備をしていただきまして、それぞれ個人にはよく分かるようになったと思いますが、レベル4でどうやねんとかなってくると、ちょっと逃げるのも、もうレベル5になったら、本当に自分の命を守りなさいということでございまして、レベル4ではお年寄りはおもうすぐに避難しなさい。もうレベル3では、早う家のもん全部、年寄りを避難させよというようなことでございまして、なかなかランクが防災無線やらで聞いているのは分かるんですが、いざこのレベル何とか数字が出てきますと、なかなか分かりにくいので、やはり広報などで周知徹底をひとつお願いしてほしいと、このように思います。ひとつよろしくお願ひしたいと申します。

また、この2点目ですが、昨年はいろいろ建設課長のお骨折りを頂きまして、東近江土木、いろいろ足を運んでいただきまして、南砂川の雑木除去、また、洗掘されたところへ、石の蛇籠を入れていただき本当にありがとうございました。

しかし、南砂川の上流の砂が大変堆積しているところでは、なかなか予算がすぐには取れんで、新年度明けたら、県のほうで予算をつけて新たに見てやろうということのお話を昨年度頂きましたので、本当に心強いつもりをしておりますが、あの堆積の土砂は、今年度取り除いていただけるのか、できれば、お答えを願ひたいと申します。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま西澤議員より、防災についての周知について再質問を頂きました。

災害対策基本法の一部改正が5月20日に行われまして、いわゆる避難勧告・避難指示の一本化が図られたところでございます。これはなぜかという、もともとこの避難勧告とか避難指示とかややこしくて、どのタイミングで避難したらいいのかということで逃げ遅れたケースも全国的にあったということで、その制度を一本化して、避難勧告の段階、いわゆる今で言う、新しい制度で言いますと、避難指示の段階で避難を行うということで分かりやすく制度改正をしたということでございます。

そういった意味で、避難指示というのは市町村が発令する権限を付与されていますので、市町村長が発令することにはなるんですけども、この避難指示を発令したときに、住民の方がそれをどう捉まえるかということが非常に大事でありまして、住民のほうから、どう避難するのかということの日頃から考えていただく必要があるのかなというように思います。

例えば、避難指示が出た場合、全員がいわゆる避難指定所のほうに避難するというものではなくて、指定避難所に行かれる方もございますが、それ以外に、建物が

強固であれば、洪水のおそれがある場合ですと、上の階への垂直避難、また、指定避難所ではなくて別の区域に住まれる親戚や家族、お子さんとか親御さんとかが近くにおられるんでしたら、そういったところの避難、また、台風などがございますと、あらかじめ上陸するおそれがあるなということが分かれば、極端な例ですと、違うところ、強固なホテルの予約していただいて、台風が通り過ぎる間、そのホテルに避難していただくということで、避難をどのようにするかということをおあらかじめ考えていただいて、それぞれ自らが自分の命を守るということをしかりとさせていただくことが大事なということです。

併せまして、今回、前年度に防災情報システムのほうの中で、例えば、戸別受信機なり防災アプリのほうを充実してまいりましたが、ただ単に情報を伝達するだけではやはり住民の命が守れるかということそうじゃないかなと思いますので、先ほど言いましたように、住民自らが自分の命をどう守るかということを意識した中で、今回の法改正の情報を周知していくことが大切かと考えております。

広報ですと、7月号広報に掲載もさせていただきますし、防災マップ等も新たに全戸配布しますので、そういったものを活用しながら広報もしていきたいと思います。あと避難指示等の出し方ですけども、急に避難指示を出すんじゃなくて、防災アプリなど、いわゆる伝達手段を活用しながら、ひょっとしたら大きな災害が来る可能性があるので準備等お願いしますと、事前通告も必要かなと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 南砂川の上流の浚渫についてご質問いただきました。

現地につきましては、議員もおっしゃられましたように、昨年、県のほうにも確認をしていただいております。予算の関係上、今年やりますというような回答のほうは現段階では頂いてはいないんですけれども、また、今年度も行政懇談会等で、日野川、南砂川に限らず、河川のほうでたくさんの要望を頂くと思いますので、それも含めて、県に現地を確認していただきながら、必要なところについては早期に対応してもらうように要望のほうをしていきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

12番（西澤正治君） また今年も7月から8月、9月、10月にかけて、台風シーズンになってきます。それぞれ河川には雑木が繁茂しておりまして、本当に危ないような状態でもございます。我々も、もう私の年になると大分昔になるんですが、30年、40年昔には、日野川、魚つかみに行けたというような状態でございまして、雑木もそんなになくきれいな川でございました。その時分にはやはり川で碎石、砂利を上げておられて、本当に川もきれいな川でございました。私たちの子どもも、今から20年になるんですが、連れて、川へ魚つかみなどまだ行けたような時代でございま

す。もう今はとても無理で、もう危のうて、なかなか川へは連れていけないような状態でもございます。鎌掛のほうでも、農地・水で川の小魚を探しに行こうということで、事業は農地・水事業でございます。先に大人たちが行って、川をみんな掃除して、危ないのを確保してから子どもらを入れているというような状態でもございます。こういうような状態でございますので、ひとつまた県のほうへ、河川の雑木除去、また草刈りなど、できるだけ支援していただけるよう、よろしくお願いします。

河川の清掃などといっても、河川の堤防の草を我々は刈っているような状態で、河川愛護で補助を頂いて、堤防などを刈っているようなことだけでございますので、ひとつ河川内もよろしくお願いしますと、このように思います。

また、もう1点は、先ほど、言うていただいたように、まず、住民の命を守ることとでございますので、レベル4、いろいろ3、4、5とありますが、やはり住民こそって、住民が団結して、住民皆が命を守っていけるように努力をしたいということでございます。ここら辺もまた総務課から、ひとつご指示をしていただきたいと、このように思います。

主に、この川が増水というのは、日野川沿線、沿線というか日野川沿いにある集落でございます。また、桜川も桜川周域にある集落でもございます。それぞれまた、防災マップを新しく見直して、自分たちの命を守るように、それぞれ啓発をしていただきたいと、町のほうからもしていただきたいと、このように思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 次に、7番、奥平英雄君。

7番（奥平英雄君） 私も一括にて質問をしたいと思います。上野田ひばりの公園水路についてお伺いしたいと思います。

日野町では、公共下水道事業、雨水排水事業ですね、公共下水道、雨水渠整備工事がされ、今までには大雨で雨水があふれていた道路も、少しずつなくなっており、大変ありがたいところでございます。

最近では、松尾のトラヤスポーツ店の前から日田に向けて、日野川への雨水渠整備工事が実施されました。今まで上の大窪地区の雨水は、ほとんどが出雲川に流れていましたが、日野川にも流れるようになり、出雲川の水量も少なくなると思います。このことから、上野田地区の方から、ひばりの公園の東側にある水路に草が生え、また、日野記念病院側の水路が一時細くなっており、大雨のときには水があふれるということを聞きました。

その中で、今回提示させていただきました写真ですね、今言った日野記念病院側水路が写真の左側の上の部分、これ、私の撮り方が悪かったんで、ちょっと一時的にちょっと細くなっているんです。それと草が生えているというのはもうこれほとんど

です。私、言われて見に行って、いや、これはほんまにひどいなと思って、裏の面も見ていただけたら分かるんですけども、これはまた記念病院側なんですけれども、記念病院のほう側の川はまだちょこちょこ生えた状態なんですけれども、今のひばりの側の受けるほうですね、この後なんですけれども、この水路は上から流れてくる雨水を受ける水路であり、日野川の水路ができて、出雲川の水量が少なくなったとしても、大雨のときには水の流れが悪くなり、逆流やまたあふれることが考えられると思います。

その中で町にお聞きしたいんです、水路の草の撤去、また、水路の改善はできないかと、このようなことをお聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 7番、奥平英雄君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） ただいまは上野田地先の都市下水路についてご質問を頂きました。

開渠部分の約60メートルの区間で、土砂の堆積や草等の繁茂が見られることから、今年度、浚渫を検討いたします。国道下の暗渠部や出雲川までの水路については、現状を確認し、現時点では問題ないと判断をしております。引き続き適正な管理に努めてまいります。なお、水路の改修等につきましては、当該区域は、雨水排水事業計画の対象区間ではないことから、現在のところ予定はございません。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

7番（奥平英雄君） 何点か質問したいんですけども、私も分からないけど、これは何でここだけ一時狭くなっているのか、理由が私は分からないんですけど、分かれば教えていただきたいのと、検討するということで、この草は今現在も、昨日もまた、いつも私が言った後に、町の方、すぐ刈っていただいているんで、ひょっとしたらと思って昨日見に行ったんですけど、今の現状このままだったんですけども、これは本当に、一刻も早く撤去をほんまにさせていただきたいと、私、要望でもなければ何でもないんですけど、これは本当にひどいですよ。これ、写ってないですけど、不法投棄もされているんです。ペットボトルやいろいろ捨ててるんです。こんなほっといて、先ほど西澤議員も言われましたけども、大雨とか、これからも台風時期になるんですけども、先ほども言いましたけども、日野川に流れるようにしたとはいえ、こっちにも流れてくるんで、これ、私、初めて行ったんですが、3か所上から流れてくるようになっています、これ別々の写真なんです。これ、2か所は一緒なんですけど、こっちの左側の1枚目の写真なんですけど、左側のところがまた別にあるんです、これ。この前もこっだけ草が生えて、今、かなり、もう底見えない状態で、写真ではこんななんですけど、実際見に行っていたら分かると思うんですけども、この草はたちまち撤去してもらえないのか聞きたいのと、

この雨水を広げるというのは、僕もちょっと無理かなと思っているんですけど、細くなっているところは。これは何か意味があってされているのか、なぜかなと私は思うんですが、地元の方も何でここだけ狭なってるんだと僕に聞かれるんですけど、僕も分からないんで、役場の方から聞いたら、また、地元の方にも僕のほうから答えられるんですけども、この辺お聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 再質問いただきました。議員言われるように、うちのほうも確認に行かせてもらって、今回は対応しきれなかったんですけども、確かに、確認させていただきますと、広いほうの水路で約30センチぐらいの土砂が堆積しております。細い部分につきましては、幅は狭くなっていますが、深さが深いので断面的には確保できていると思うんですけども、その部分についても同じように約60メートルにわたって土砂の堆積が確認できましたので、これについては、今年度早い時期に対応のほうをさせていただきたいと思います。

それから、トラヤさんの前から整備ができたということで、かなり水の量が減ってくると思うんですけども、まだ1回しか大雨もらってませんので、現地のほうの確認は今のところしっかりとできていないのが状況です。

また、日野中学校の南側の都市下水路のほうからもかなり数量出てきますので、ちょうどその合流点のところにゲートがございまして、そのゲートが今かなり低い位置になっています。あれにつきましては、毎回、大雨が想定される前に、ゲートのほうを上へ上げて、下流への障害なくすということで対応してますので、今後についても同じような対応をさせていただいて、現状、改修が必要であると判断すれば、改修のほうも検討していきたいとは思いますが、現段階では、先ほど町長も申しましたように、改修の予定はしていないというところでございます。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

7番（奥平英雄君） 今の段階では草は撤去できないということですね。水路については、私も、大がかりな仕事になるんで、そんな簡単にできるものではないかなと思っています。関連性なんですけども、以前も私、1期目のときにも、わたむきホールと図書館の間の、そこも水路でしたけど、これと同じような状態で早速刈っていただいて、昨日もちょっと通ったんですけど、あそこはおかげさまでちょろちょろと草が生えただけで以前みたいなことはないんで、やっぱりここもこうやってきちっとしていただいたらきれいになるのかなと思いますので、ここ最近でも、ほんまに今していただけるという話なんで、していただけたら、上野田の方も納得されるのかなと思っていますので。先ほど言ったように、日野川から向こうに関しては私ちょっと見に行っていないんですけども、ここに関しては全然問題ないとは先ほど言われたんですけども、再々質問になりますけど、草とかは全然生えてないん

ですか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 浚渫については、今年度早い時期に実施いたします。

それから、出雲川までの間なんですけど、それにつきましても、先日、一通りずっと確認をさせていただきました。草が全然ないというわけではないんですが、水が流れることに対して障害となるような大規模なものはなかったということで、現段階では大丈夫かなということで、引き続き観察をしながら、管理のほうを続けたいと思います。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

7 番（奥平英雄君） 草は生えていることはないということですが、私、地元のほうからこういう話聞いたんですけど、日野町、かなり広い場所なんで、こういうところ、まだまだあると思います。この辺もまた町のほうで見回っていただいて、これから台風時期なので、さっき西澤議員言われたように、逆に災害で起きて何かなったときにも困る話なんで、町のほうで何とか見回りしていただいて、水の流れを止めないようにしていただけたらと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 次に、3 番、高橋源三郎君。

3 番（高橋源三郎君） それでは、事前通告に従いまして質問をさせていただきます。

私の場合、分割方式で2 問質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず1 問目ですけども、新型コロナのワクチン接種者と非接種者について質問いたします。新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、日野町においても、アメリカのファイザー社のコロナワクチンの接種が本格的に行われているところでございます。このワクチンは、2 回接種をしなければならないということで、効果が出ないということですけども、この2 回の接種した後のワクチンの効果の持続性について、今のところあまり議論されていないし、これもテレビでもあまり話題になっていないところです。とにかくどこの市町村も、いかに早くワクチンを確保して、いかに早くワクチンを接種するかということに、関係者や国民の意識が集中しているからだと思います。

ワクチン接種希望者全員に、接種がもし行き届いたとして、それからワクチンの効果の持続性の問題が本格的に出てくるのではないかと私は考えるわけでございます。

ところで、このワクチンの効果の持続性については医学界でも意見が分かれておりまして、半年もつとか1 年もつとかいろいろ言われてますけども、世界的にも、未知の分野のことなので、まだ実証されていないのが現実です。ただ、毎年冬になると流行するインフルエンザのワクチンの接種については、インフルエンザウイル

スの形が毎年少しずつ変わってきているということで、ワクチンとしては、去年のインフルエンザのワクチンの形を基にしてワクチンを作って、希望者に接種されているのが現状でございます。

しかし、コロナウイルスに関しては、今また新たな脅威として、イギリス型の変異ウイルスとインド型の変異ウイルスが日本にも入ってきているという情報があります。このファイザー社のコロナワクチンが、これらの変異株ウイルスに効くかどうか、この辺はまだはっきりと明言されていませんけども、これらの変異ウイルスについては、ワクチンが効くか効かないか分からないという意味で、感染防止に徹するしか方法がないのではないかなと思うわけでございます。

それで、日野町では、町の調査の結果、65歳以上の高齢者においては約93パーセントの人がコロナワクチンの接種を希望しているということを委員会のほうでお聞きしたわけでございますけども、もしコロナワクチンの接種が毎年必要となった場合、町としては、どういう対策を今後考えていかれるのか。これも予算的なものも必要になりますので、財政面も含めて、今後の見通しをもし考えておられるようでしたらお聞かせ願いたいと思います。それとまた、コロナワクチン接種者に接種済みの証明書を発行されているのかどうかということと、接種した人と接種していない人の間で、マスクの着用義務とか、あるいは公共施設での催し等への入場制限で不利に扱われるか、あるいは不利益を被るということがあるのかどうか、その辺、いろいろな面で扱いに不公平が生じないかどうか心配するわけですけども、その辺の対策について、町としてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、新型コロナウイルスワクチン接種が毎年必要となった場合、財政面も含めて、今後の対策はどう考えているのか、その見通しについてご質問を頂きました。

今回のワクチン接種については、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示の下、町が実施するものとされており、その費用は国が負担することとなっております。なお、新型コロナウイルスワクチンを毎年接種しなければならないとされた場合でございますが、ワクチンの種類等なども含め、新型コロナウイルス感染症に対する環境や状況も大きく変わっていく可能性もあることから、今後どのような対策を行っていくのか、財政面も含め、国の指示等に基づきながら、日々の感染症対策についてしっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、接種済み証明書の発行と接種された方と接種されていない方が不公平にならないかとのご質問でございますが、まず、今回の接種券には付属して接種済み証

により接種済みであることが証明できます。接種済み証には接種日や場所、ワクチンの情報が記載をされております。また、不公平が生じないか、その対策についてでございますが、ワクチンについては、発症予防や重症化予防のためのものであり、感染予防のワクチンではございません。また、100パーセント発症を防ぐもの等でもございません。つきましては、接種された方も今と同じマスクを着用し、感染症対策を行っていただく必要がございます。なお根拠に基づかないデマやうわさ等がある場合については、ホームページ等で住民の皆様が惑わされないよう周知を図っていく必要があると考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） コロナワクチンの接種に関して、2点再質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、1点目ですけれども、ただいまの答弁の中に、コロナワクチンは発症予防と重症化予防のためのものであって、感染予防のためのワクチンではないという意味の答弁を頂きました。ワクチンの発症は予防できるけれども、感染は予防できないということです。この発症予防と感染予防の違いというんですかね。この辺をどのように捉まえておられるのか、まず伺いたいと思います。

もう1つは、2点目の質問ですけれども、ワクチンの効果の持続性については、専門家の間でも1年ぐらいいつだろうということは言われているわけですが、もしそうすると、コロナもまた将来的には、インフルエンザと同じように毎年1回か2回打たなければならないことになるのではないかと思います。

インフルエンザウイルスも毎年変異しているので、ワクチンの形が異なりますので、毎年受けなければならないわけですが、コロナウイルスも恐らく毎年変異していくというふうに思いますので、これも毎年1回か2回受けなければならないのかなあと思うわけです。もし、今後、町民の90パーセント以上の人々が、毎年このようなワクチンの接種を受けなければならないようになった場合に、国も補助金は、今大きな借金抱えていますから、いずれもう出さないのではないかと考えられるんですけれども、そうすると、自治体がワクチン代を全額負担するとか、あるいはもう個人負担になってしまうとか、そういう可能性も考えられるわけでございます。今は、実施主体は自治体で、お金は国が出すと言っていますが、この形が来年以降もし崩れてきた場合に、今、国の借金は1,100兆円あると言われていたんですが、このコロナ関係でさらに100兆円増えまして、1,200兆円の借金があるというふうに言われています。人口1億2,000万ですので、国民1人当たり換算しますと、1人1,000万円の借金をしていることになります。これだけの借金をして、国はもうやっぱりお金がないと、確保できないということで、全部自治体のほうに振ってくるのではないかと私は予測をするわけですが、もしもそうなった場

合に、町として、来年以降のコロナワクチンをするのかしないのかという問題も出てきますし、するとすれば、個人負担、あるいは個人負担が難しいというのであれば、自治体のほうで負担しなければならないわけですが、こういった問題が必ず出てくると思います。来年以降のことは、先のことなので分からないということになるかもしれませんが、実は、今日、総合計画の製本した冊子を頂きました。これ10か年計画ということで、今日頂いたんで、ちょっとぱらぱらでしか読んでないわけですが、この中で、新型コロナウイルスの文字がどれだけ出てきているかずっとちょっと調べましたら、4か所しかなかったんですね。町長さんの「はじめに」という挨拶のところに3か所出ていました。それ以外には、序章のところ、ここに1か所だけ出てきて、皆さんが不安に思っていること、町民が不安に思っていることは何か、心配なことは何かの中に1か所だけ出てきているわけです。それ以降の第2部の基本構想から第5部の住民参画まで1度も出てきていないので、多分、町は、コロナ問題は一過性のものであるというふうに捉えられているのかなと。もう来年以降はコロナはなくなるだろうと。だから、もう総合計画でそんなに詳しく書かなくてもいいのではないかというふうにちょっと感じられるわけですが、恐らく、私はこの10か年の間ずっとコロナが続くのではないかと思うわけです。

コロナが10か年続くのであれば、やはり、もう少し詳しく、本当は事前に言うところよかったんですけどね、言わなかったんですけど、もう少し詳しく上がっていてもよかったのではないかと思うわけですが、これはもう出来上がっていますので、このコロナ問題、結局一過性のものであるか、10年間続くものであるか、これは何とも言えません。そういう意味では、将来予測も難しい部分も非常にありますので、今後もしコロナが続くようであれば、町としてどういう対策を立てていかれるのか、その辺再度お伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま新型コロナウイルス感染症が1年で終わらず引き続き行った場合に、予防接種等の財政負担が町のほうにやってくるのではないかとというようなご質問を頂きました。

町としては、基本的には、国の大きな課題ですので、国の施策の中で、現行の、例えばインフルエンザの予防接種など、いろんな感染症の予防、大きな感染症予防については、国が責任を持って対応されていますので、やはり国の責任の中でしていただくものというように考えております。

先ほど、総合計画の中に新型コロナウイルス感染症という言葉がないということですが、施策の中で言いますと、75ページのところで、健康医療の分があるんですけども、そこに感染症予防ということで、感染症の予防ということが入っておりますので、そういった施策の中で対応していくと考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

3 番（高橋源三郎君） 分かりました。もう 1 つさっき言いました発症予防と感染予防の違いについてお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（池内 潔君） 発症予防、重症化の予防に対して、感染予防との違いはということでございます。

我々通常生活しておりまして、いろんな感染症にひょっとすると罹患している可能性はあります。ただ、それが、例えば、発熱するであるとか熱が出て頭痛がするとかいう症状が出るということが発症ということになるかと思えます。したがって、罹患しているかどうか、客観的に捉われるようなものが表面化しない、しかし、保菌しているという状態が感染しているという状態になるかと思えますので、その辺は、区分としては違いがあるのかなと思えます。

ちなみに、先ほどおっしゃっていただきました93パーセントの方がワクチン接種をされるというふうに、委員会のほうでも言わせていただいた部分もあるんですが、あくまで、92パーセントの方がご回答いただいた中の93パーセントの方がワクチン接種を希望するということでございますので、全体数からいきますと、大体8割5分ぐらいの方が接種を希望されているという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

3 番（高橋源三郎君） ワクチン接種は大変な業務だと思いますけども、今年で終わればいいんですけども、もし来年、再来年と続くようでしたら、また大変なご負担がかかるかと思えますけども、よろしく願いいたします。

それでは、分割2本目の質問をさせていただきます。蓮花寺区内町道の速度制限と三叉路での渋滞対策について質問をさせていただきます。

まず、蓮花寺区内に県道バイパスが開通して以来、字内の交通量は50分の1以下に減少し、区民の皆さんは、県道バイパスの開通のおかげで、字内での交通安全が図られ安心されているところです。人によっては、50分の1よりももっと多い100分の1ぐらいになったん違うかと言う人もいますけども、実際数を数えているわけではないのでそれは分かりませんが、感覚的には50分の1から100分の1ぐらいに減ったということは思っております。

しかし、それでも朝の通勤時間帯においては、菅川や蓮花寺の中を通勤道路として通り抜けをする車が後を絶ちません。その台数がどれぐらいあるか、先日、5月31日月曜日ですけども、調査をいたしました。その結果を別の表に書いていますので見ていただきたいと思います。

添付資料の一般質問資料①です。ここで、5月31日の朝7時から9時までの2時間、交通量調査をしました。私は、ここの三叉路、実は能登川のほうに通勤してい

ました関係で、10年間通勤していて、毎朝通っていました、この道。それで、平林を抜けてサントリーの工場のところを通っていたんですけども、そこを通り抜けるのに大体5分ぐらいかかるんですけども、私が毎朝、5分の間に10台ぐらいは擦れ違っていたんです。それで、朝1時間の間に120台ぐらい通っているのかなと。だから、2時間の間となったら240台ぐらい通っているの違うかなということは予測していたんですけども、実際に調査しました結果、平林のほうからバイパスのほうへ抜ける車、そして、平林のほうから菅川へ抜ける車、蓮花寺方面ですね。これが黄色いマークで数字が書いていますように、この2つを足しますと、402台通っているわけです。月曜日ですので、平日ですので、平均的な数字かと思えますけれども、私は240台ぐらいかなと思っていたのが、402台通っていたという結果が分かりまして、かなりの数通ってるなというのがちょっと分かりました。

ここは、道路の形としては、次のページにあるように、この裏側ですね、三叉路付近の道路図ということが書いていますけども、昔はここが県道だったんですけども、バイパスが開通してからは、H型の形になったんですけども、それで、開通と同時に、旧道のほうが町道に格下げになりまして、ゼブラゾーンがつけられました。そのゼブラゾーンがここに書いているような形で、そして、しばらくしてから黄色いポリタンクのドラムを、専門用語ではクッションドラムというんですけども、このクッションドラムがゼブラゾーンに沿って7個置かれました。その結果、道幅が非常に狭くなった部分があります。これは平林のほうから来た車が通るときに、道幅が、非常に車1台分の道幅しかないということで狭くなっています。

そして、さらにAが3つ書いていますけども、朝、通勤車両がバイパスを非常にたくさん通りますもんで、ここに車がいつも並ぶんですね。並んで、次Bの車が後ろから来ているんですけども、Aの車がつかえているのでBの車はずっと動けないと。これ、A'の車とB'の車が平林のほうに行けないということで、ここで止まって待ってはるわけです。実は、この写真、これは、先ほどのカラー写真の右上の図、右上のカラー写真、「平林方面から次々と来る通勤車両」、この状況を書いたのが今の図でございます、道路図です。右のほうから5台か6台続いて来ているんですけども、左のほうで、左へ曲がりたいと思っておられるのがずっとここで待ってはるわけです。そして、この左横には3台車が止まって待っているんです、バイパスのほう、たくさん通りますので。

何が原因かなと思っていろいろ調べてましたけども、やはり道幅がゼブラゾーンによって狭くなったというのが原因かと思えます。下の写真は、下の写真というのは「バイパス方面へ走るラッシュ時の通勤車両」、これは、前のほうにたくさん並んでますけども、蓮花寺の白髭神社の交差点で、野出のほうへ右折する車がいつもこんな状況で並んでいます。1時間ぐらいはこういう状況続くんですけども、これ

だけ車が次々と来るので、平林のほうから来た車はなかなかバイパスに出られないということで、ここでもまた渋滞が発生しているわけです。

次に、ゼブラゾーンによってどれぐらい道幅が狭くなっているかという点、本来、3メートル以上ある道路なんですけど、ゼブラゾーンとクッションドラムが置かれることによって、ここに白いワゴン車の車が写っていますけども、道幅が非常に狭くなっているということで、もう少し大きい車だったらもうぎりぎりいっぱいということで、とても対向できる幅ではないということでございます。

表の説明は以上で終わらせていただきまして、この字内を通る旧の県道は、現在は町道として利用されていますけども、町道への格下げと同時に、制限速度40キロという道路標識が字から撤去されました。その代わりに、路肩に引かれた白線の幅が縮められて、狭められて引き直されました。これは狭められたということは、暗に車のスピード落として通行せよと、そういう意味を込めて線を引き直されたんだと思うんですけども、ここを通行するドライバーはそういう意味には捉えずに、ここはスピード制限がないから時速60キロで走っても違反にならないと考えるドライバーもいるのではないかと思います。

そこで、字内の町道を、今までどおり時速40キロ以下の速度で走行していただくための対策を組長会でも話し合ったわけですけども、区長が言うには、道路標識の再設置は無理だろうということで、何か代替手段はないかということでみんなで考えたわけですけども、なかなかよい案が出てこなくて、北脇のように、通り抜け禁止の看板を立てたらどうかとか、そういう意見も出てましたけれども、どうしていいかわからないということで終わっています。

それで、60キロを40キロにするための町としてのお考えなり提案があればお願いしたいと思います。

それと、菅川の民家の中は路肩の白線がそのままになっていて、50センチか60センチ幅が狭くなったんですけども、白線の引き直しがされていないんです。田んぼのところはいいかなと思うんですけども、菅川のところでも民家がありますので、ぜひとも白線の引き直しをお願いしたいと思います。

それと次に、菅川地先のバイパスの取付けの三叉路のところですけども、菅川から平林のほうへ行く道ですね。これも添付資料の写真で書いてますけども、この三叉路は一旦停止の道路標識とか、または路面への停止線の設置を区長がお願いしていたと思うんですけども、建設計画課におかれましては、停止の標識とか、あるいは路面に停止線を引くのはできないということで、T字路にゼブラゾーンを設けてクッションドラムを置けば、この三叉路での交通安全の対策は確保できるだろうというのが建設計画課の考え方かなというふうに思うわけでございます。しかし、私が現状で見る限り、平林のほうから出てくる車のほとんど95パーセント以上が、一

一旦停止せずに、そのままのスピードか少し速度を落とした程度で出てこられます。私が2時間見ていた限りでは、恐らく1台も停止してないと思います、速度を落とす車はありますけども。しかし、菅川やバイパス方面から来る車と衝突しかねない状況ですので、三叉路である以上、どこかが一旦停止しないといけない、そういう義務があると思うんですが、それが、線がないがために一旦停止されないのだと思います。もし、ここで事故が起こった場合は、どちらから来た車に責任があるのか、ちょっと不明なところもあるところです。

それとまた、平林のほうから来た車が右折してバイパスに出ようとしたときに、ここでは一旦停止の標識も線も引いてますけれども、綺田や桜川方面から、会社の名前出して悪いですけど、株式会社ダイフクとか日野第二工業団地の工場へ向かう通勤車両が、毎朝1時間あまり数珠つなぎで来るわけです。聞いていますと、ダイフクだけでも2,500人ぐらいおられると聞いています。なかなかバイパスに出られないので、一旦停止している車がつかえているので、ほとんどの車が左折してしまいます。左折すると菅川と蓮花寺へ行きます。これも先ほどの表で、403台中130台が蓮花寺方面へ行ったということです。普通なら10台までのはずなんですけど、130台も蓮花寺のほうへ通り抜けしていますので、やはり、これ問題あるのかなというふうに、何のためのバイパスかなということになってきますので、その辺も心配しているところでございます。

そこで、ここで車が止まっている以上は、バイパスの方面とか蓮花寺方面から来た車が平林のほうに行く車も朝は何台かあるわけです。ここでいきますと、バイパスから平林のほうへは22台、そして、菅川、蓮花寺のほうから平林のほうへ行く車が8台で合計30台、30台の車が行っています。この30台の車が、いつも行きづらくて困っておられます。

そういうことで私の提案なんですけども、三叉路のゼブラゾーンに設置してあるクッションドラムを1.5メートルから2メートルほど後退させて、平林のほうへ対向車がスムーズに行けるようにしていただきたいと思います。当初区長が要望されているということで、建設計画課で聞いていますと、区長が言うとおりしたんやけどもということですが、区長は住民に、多分相談してなくて一存でやったのではないかなと思うんですけども、やはり町民、村の人に聞いていくと、ちょっと通りにくいということを言うておられます。私の息子も八日市のほうへ通ってますので、毎朝ここ通っているけど、向こうからいっぱい車くるのやと言うてます、朝困っているということを言うてます。どうかこの三叉路での対向車両の渋滞が解消されるように、何らかの方法を講じていただければというふうに思いますのでよろしく願いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは蓮花寺区内の町道西桜谷旧県道線の速度制限などについてご質問を頂きました。

まず、1点目の速度制限についてでございますが、町として東近江警察に要望しておりますが、道路環境から速度制限を行うことは難しいとのこととあります。

町の対応としましては、道路の速度制限および効果的な安全施設の設置等について、東近江警察署と現状を確認し、字内の道路において外側線の引き直しを実施いたしました。字内から菅川までの区間につきましては、東近江警察署と現状を確認した上で必要な対応を検討したいと考えております。

次に、2点目の蓮花寺集落を通り、県道バイパスに取り付く道路と東近江市平林町方面から来る道路が合流する交差点で発生している交通渋滞の対策についてでございますが、この交差点での主道路は、蓮花寺集落を通り県道バイパスに取り付く道路でございます。ご要望されている一旦停止の道路標識、または路面への停止線の設置につきましては、東近江警察署に確認しましたところ、道路状況にもよりますが、当該交差点では道路の主従の区分が明確になっており、これらの規制は難しいとのこととございました。

菅川地先の三叉路でございますが、提案いただきましたクッションドラムの設置につきましては、蓮花寺区長様からの強い要望により、昨年度に設置をさせていただきました。現時点での位置の変更等は考えておりませんが、改善が必要となれば、東近江警察署および地域役員の方々と立会いを頂き、対応を検討したいと考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） 検討をしていただくということで、お願いしたいと思うわけですが、

それでは、再質問としまして3点、要望も含めてお願いしたいと思います。

蓮花寺区内の道路ですね、速度制限および効果的な安全施設の設置等について、東近江警察署と現状を確認して、字内の道路において外側線の引き直しを実施しましたということでしたが、字内の道路の田んぼの部分は引き直しは必ずしも必要ではないかも分かりませんが、菅川の場合、菅川には民家がありまして住民も住んでおられますので、この菅川のところもまだ引き直しがないので、無視されたような形に菅川の方は思われてますけども、引き直しをぜひともお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

2点目としましては、今からもう30年ぐらい昔になるんですけども、中在寺の集落の中を路線バスとトラックが対向しようと思ったら、全くできない状況が続いていたんです。それで、どちらかが下がらないといけないんですけども、路線バスがバックするというわけにいきませんので、大体トラックのほうがバックしていまし

たけど、もうこんな状態ではあかんということで、中在寺バイパスが30年ほど前にできました。これは西桜谷公民館の野川橋ところから北脇の諸木大橋のところまでのバイパスでございますけども、それができて、非常に交通がスムーズにいくようになりました。しかし、中在寺の中を私もよく通るんですけども、時速40キロの制限速度の標識が今も立っているわけなんですけど、そこには滋賀県公安委員会と柱の真ん中に書いてあります。これが5本ほど立っているんですけども、中在寺のバイパスができたときには撤去されていないのに、蓮花寺のバイパスができたときにはなぜ撤去されたのか、その辺が分からないんですけども。

それともう1つは、今回の質問に当たって調査したんですけど、蓮花寺の中に、5つ横断歩道があります。その横断歩道の直前に、五角形のちょうど野球のホームベースを逆転したような形の横断歩道の標識が立っています。ちょうど幼児から園児ぐらいの子どもが2人、紺色に白抜きで出ている道路標識ですけども、これが5か所ということで10本立っているわけですが、行き帰りね。この10本の柱にも全部滋賀県公安委員会という文字が書かれています。なぜ40キロの速度制限だけ外してしまって、この標識はそのまま残しておられるのか。本来なら全部残していただきたかったんですけども、速度制限だけを撤去されたというのは腑に落ちないところがあるわけですけども。中在寺はそのまま40キロが残っています。5本ほど残っています。なぜ違いがあるのか私はよく分からないんですけども、何らかの対策をお願いしたいと思うわけですけども、通り抜け禁止の看板も必要かと思いますが、やはり速度制限の一定ドライバーの方への表示をする必要があるのではないかと思います。これを町でやっていただけるのか村でしないといけないのか、その辺は私も分からないんですが、これについてもどうかご検討をよろしくをお願いしたいと思います。

それともう1つ、三叉路の問題ですけども、朝の通勤時間帯の1時間ほどの間、非常に渋滞するんですけども、ダイフクの従業員が非常にたくさんおられるということで、先ほども言いましたように2,500名ぐらいおられると、関係会社も含めてですけども。これらの方が朝一斉に通勤されていて、ダイフクの入り口は3か所あるんです。1つは、野出から石原へ抜ける道の途中にダイフクのほうへ入っていく道があります。その次は、中在寺の集落に行くまでの田んぼの中ほどにダイフクのほうへ入っていく道があります。それで、3つ目は安部居地先のちょうど坂道を上り詰めたところ、昔で言うと、平成トラベルの会社があったところ、事務所があったところ、そこに大きなT字路があるんですけども、ここから入ってくる車があるわけです。恐らく、中在寺と野出のほうへ行かれる車は蓮花寺の中を通り抜けされると、130台。これはどうすればいいのか私も分からないんですけども、結局、渋滞するから、野出のほうに右折する車もたくさんたまっていますし、結局、菅川

通り越して白鬚神社のほうに曲がって、それで、その信号機を通過して野出のほうへ行かれる車と蓮花寺の中をそのまま素通りしてしまっただけで、そして中在寺のほうから入っていかれる車と、そういうのが全部で130台あると思うんですけども、これの対策についても、通り抜け禁止の看板を作るという方法もありますけども、やはりせっかくバイパスができて、車の通行量が50分の1、100分の1になったのに、朝130台通られるとバイパスの意味がなくなってくるので、何とか対策を講じないといけないと思っているわけですけども、この辺、ダイフクをとやかく言うわけにはいきません、大きな会社ですので、日野町にも財政的に潤う意味で、非常にダイフクは日野町に貢献されていると思いますので、通勤車両がたくさん来ることは歓迎は歓迎なんですけども、ただ交通渋滞があるということ、これが大きな難点ではあるわけです。

そういう意味で、少なくとも平林のほうへ抜ける道幅がゼブラゾーンとクッションドラムで狭められているので、これを1.5メートルから2メートル引き下げていただいて、朝、こちらから平林のほうへ行く車もスムーズに対向できるように、クッションドラムの変更をお願いしたいと、これをお願いしまして、私の再質問とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（奥野彰久君） ただいま高橋議員からご質問がありましたご質問の中で、中在寺の字内は速度規制がされていて、蓮花寺のほうでは速度規制が外れたということについてお答えさせていただきたいと思います。

中在寺の場合は、通っている車というのは不特定多数で、たくさんの車がまだあそこを通っているという状況です。蓮花寺区内の町道を通る車につきましては、これは東近江警察署も私も現地を確認しているところですけども、特定の車、今もおっしゃっていただいたダイフクの車やったり、決まった特定の車が、時間帯も、調べていただいていたとおり、決まった時間帯、また、交通量もある程度決まっているということで、限定的な交通量というところで、そういう道路環境の路線につきましては速度制限をかけるということが難しいということ、これは東近江警察署にも確認させていただいているところです。こういった理由からになっております。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 幾つか再質問を頂きました。

まず、字内から菅川までの外測線でございます。これは、議員もおっしゃいますとおり引き直しができておりませんので、現地のほうを確認させていただいて、必要な範囲で実施のほうを検討させていただきたいと思います。

それから三叉路の件でございます。これにつきましては、議員も申されましたように県道が町道になったときに、当時、公安委員会とも協議をされて、今クッショ

ンドラムを置かせてもらいましたゼブラゾーンを設置するということで、当時協議がされて、あの形になっていたというふうに認識しています。昨年度、クッションドラムを置かせてもらったんですけども、それまではクッションドラムも何も置いていない状態、それがかえって危険やということで、あそこにクッションドラムを置いてもらえんやろうかということで置かせていただきました。

ただ、申されますように、今の状況では支障があるということであれば、こうしたいねんという形で協議をさせていただいて、当然、公安とも協議はせんなんと思えますけれども、そうした上で改善できる余地があれば、当然改善はしていかなあかんとは思えますけれども、取ったら取ったで、多分あそこまた危険になりますので、その辺については、町が決めるとか集落が決めるというわけにはいかずして、これについては公安委員会も含めて現地のほう協議をしていかなあかんかなというふうに思います。

それから、多くの車が入ってくるということなんでございますが、現在、県道の綺田の幅員の狭い部分の工事を着手されてると思うんですけども、それにつきましては、昨年度、用地のほうも全て落ち着いたというか、用地のほうも解決できましたので、本格的に県のほうで工事を進めていただけたと思います。基本的には来年度には開通できるかなという見通しで今進めていただいているところです。その部分の改修ができれば、狭い部分が解消されますので、随分、今の字の中を通られる車も少なくなってくるのかなと思います。

それから、ダイフクさんでございますが、通勤時の車の混雑については、議員の言われるように、幾つもルートがあって、それぞれのルートで渋滞ということで、ダイフクさんのほうからいろんな要望なりを受けているところです。ダイフクさんのほうにおいても、時差で出勤するなど工夫のほうも当然してしてくれるんですけども、それについてもそういうふうなダイフクさんの対応によって渋滞のほうも随分緩和されたところもございます。当然、それだけではなかなか対応しきれませんので、今言うてます石原八日市線の部分については、県とも協議しながら、ダイフクさんに入る左折レーンの設置をしようかということで、県と町とで協議しながら、県のほうでは調査費のほうも予算計上されて進めているところでございます。

蓮花寺バイパスの綺田地先の工事が終わりますと、随分緩和されるかとは思いますが、今現況、三叉路も含めて、支障があるのであれば、こうしたいということも含めて、先ほども申し上げましたが、公安、それから字の役員さんなりで協議をしながら、できる範囲で改善のほうができるかなと思います。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） 綺田地先での道路拡幅によって、交通量が緩和されるのかどうかはちょっと私もよく分かりませんが、ここの三叉路での渋滞を避けるため

には、どうしてもクッションドラムを少し下げの必要があると思っているし、私の息子も、あれ下げたらええのになとよう言うてましたのでね。そうすると自分の出勤が早くスムーズに行けると。というのは、通勤者、朝は、本当に1分1秒を争うような形で皆さん行かれますので、やはりスムーズな通行がどうしても必要だと思いますので、どうかご検討いただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 以上、4名の諸君の質問を終わりました。

その他の諸君の一般質問は来週14日に行いたいと思ひますが、ご異議ございせんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。

それでは、その他の諸君の一般質問は来週14日に行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－起 立 ・ 礼－

議長（杉浦和人君） ご苦勞さまでした。

－散会 15時58分－